

知っておきたい福祉の制度

障がい福祉のしおり

豊 田 市

令和 7 年 7 月発行

各種手当等の所得制限額表

次に掲げる所得制限のうち、1、3及び4の手当においては地方税法の規定による総所得額から各手当に関する法律又は条例で定める額（税法上の控除額とは異なる項目があります。）を控除したものが対象となります。2の手当においては市県民税課税標準額が対象となります。制限の対象となる所得は毎年8月に切り替わり、前年（1月～6月の新規申請は前々年）の所得によって支給の可否が決定されます。

1 豊田市心身障がい者扶助料

扶養親族等の数	本人 (障がい児・者)
0人	2,080,000
1人	2,460,000
2人	2,840,000
3人	3,220,000
4人	3,600,000
1人増加につき	380,000円加算

2 愛知県在宅重度障がい者手当

	本人 (障がい児・者)	配偶者及び 扶養義務者
市県民税 課税標準額	3,604,000	6,287,000

3 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

扶養親族等の数	本人 (障がい児・者)	配偶者及び 扶養義務者
0人	3,661,000	6,287,000
1人	4,041,000	6,536,000
2人	4,421,000	6,749,000
3人	4,801,000	6,962,000
4人	5,181,000	7,175,000
1人増加につき	380,000円加算	213,000円加算

4 特別児童扶養手当

扶養親族等の数	本人（※1）	配偶者及び 扶養義務者
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
1人増加につき	380,000円加算	213,000円加算

※1：障がい児を監護・養育している父母等

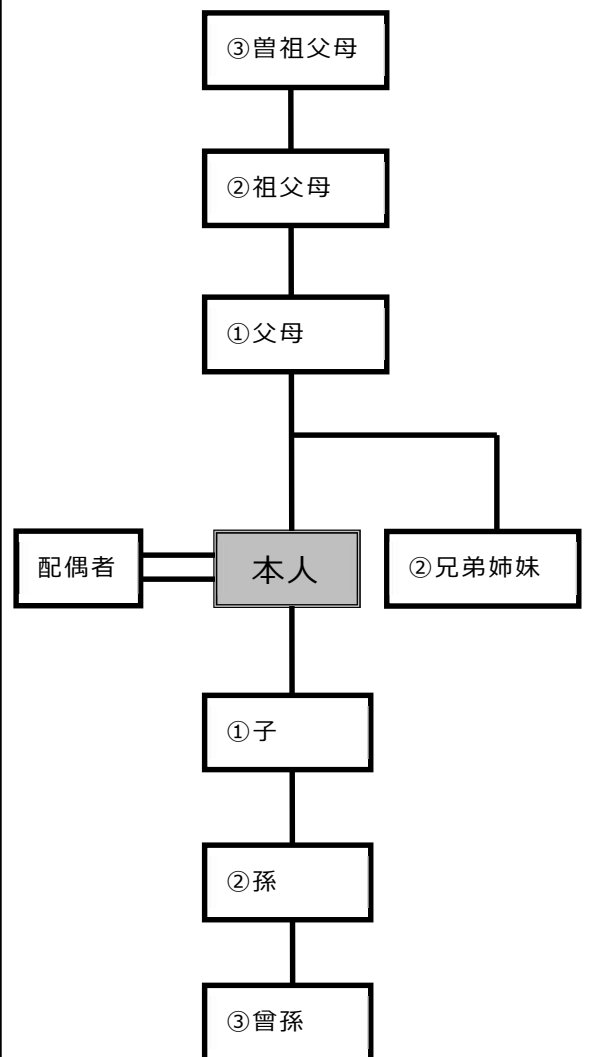
【扶養義務者の範囲】

愛知県在宅重度障がい者手当

受給資格者と同居する民法第877条第1項に規定する扶養義務者（父、母及び子に限る。）

特別障がい者手当・障がい児福祉手当、特別児童扶養手当

受給資格者の民法第877条第2項に定める扶養義務者（父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、子、孫、曾孫）で受給資格者の生計を維持する者



も く じ

主な福祉施策・事業一覧	2
<u>障がい者福祉について</u>	
1 身体障がい者福祉について	6
2 知的障がい者福祉について	12
3 精神障がい者福祉について	14
4 福祉（相談）の窓口	16
<u>福祉施策・事業</u>	
5 手当と年金等	23
6 医療費助成	30
7 補装具・日常生活用具	33
8 福祉サービス	48
9 情報支援・緊急対応	53
10 住まい	58
11 交通	59
12 福祉資金	67
13 教育・文化・スポーツ	68
14 負担の軽減	71
15 豊田市こども発達センター	82
16 統 計	83

はじめに

この冊子は、障がい者手帳とそれに関わる各種の福祉制度について概要をまとめたものです。障がい者に関する福祉制度は、手当の支給や医療費助成を始め、補装具費の支給、日常生活用具の給付・貸与、住まいや交通等に関する助成・割引など多岐にわたっています。また、障がいの種類や程度、年齢、収入など、制度によって様々な条件が設けられていますので、各制度の詳細や不明な点はそれぞれの問合せ先へ、本紙の見方や広範囲にわたる疑問などについては障がい福祉課へお気軽に御相談ください。

※制度等に関してよくいただく一般的なお問合せに対し、
いつでも AI チャットボットが対話形式で自動回答します。
右の二次元コードから御利用ください。



※本紙の中で、電話番号に市外局番の記載がない施設等は全て豊田市内（市外局番 0565）の施設等です。

主な福祉施策・事業一覧

区分 障がい 区分			手当と年金等							医療費助成					
			豊田市中心身障がい者扶助料	豊田市中心身障がい者手当	愛知県在宅重度障がい者手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障がい者扶養共済	障がい年金 特別障がい給付金	自立支援医療費	精神障がい者医療費助成 心身障がい者医療費助成	福祉給付金	後期高齢者医療制度	
掲載ページ			23	24	24	25	25	26	27	28-29	30-31	32	32	32	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1	○	△	△	△	△	△	△	年金事務所又は国保年金課に確認してください。	△	○	○	○	
		2	○	△	△	△	△	△	△		△	○	○	○	
		3	○	△				△	△		△	○	○	○	
		4	○					△			△				
		5	○								△				
		6	○								△				
	聴覚又は 平衡機能障がい	2	○	△	△	△	△	△	△		△	△	○	○	○
		3	○	△				△	△		△	○	○	○	
		4	○								△				
		5	○								△				
		6	○								△				
		音声 言語	3	○	△				△		△	△	○	○	○
	4		○								△			△	
	肢体不自由	1	○	△	△	△	△	△	△		△	△	○	○	○
		2	○	△	△	△	△	△	△		△	○	○	○	
		3	○	△				△	△		△	○	○	○	
		4	○					△			△	△	△	△	
		5	○								△	△	△		
		6	○								△	△	△		
	内部障がい	1	○	△	△	△	△	△	△		△	△	○	○	○
		2	○	△	△			△	△		△	○	○	○	
		3	○	△				△	△		△	○	○	○	
		4	○					△			△	△	△		
	療育手帳		A	○	△	△	△	△	△		△		○	○	○
B			○	△				△	△		○	△	△		
C			○					△	△		△自閉症	△自閉症			
精神障がい者保健福祉手帳		1	○			△	△		△	△	○	○	○		
		2	○			△	△		△	△	○	○	○		
		3	○						△	△	△	△	△		
介護保険認定者				×											

※ 1 ○はおおむね全員が対象になるもの、△は一部の方のみが対象になるものです。

※ 2 「介護保険認定者」欄については、5 ページ欄外の注を御覧ください。

補装具等			福祉サービス				情報支援・緊急対応					住まい
補装具	日常生活用具 (住宅改修工事含む)	車椅子貸与	障がい福祉サービス 地域生活支援事業	訪問理美容	配食サービス	ふれあい収集	避難行動要支援者名簿制度	障がい者等見守り制度	緊急通報システム 設置事業	意思疎通支援者の派遣	声の広報	県営・市営住宅入居 家賃減額
33-35	36-46	47	48-51	51	51	52	53	54	54	55	56	58
○	○	△	△	○	△	△	△	△	△		△	○
○	○	△	△	○	△	△	△	△	△		△	○
○	△	△	△		△	△	△				△	○
○	△	△	△		△		△				△	○
○	△	△	△		△		△				△	
○	△	△	△		△		△				△	
○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	○		○
○	△	△	△		△	△	△			○		○
○	△	△	△		△		△			○		○
○	△	△	△		△		△			○		
○	△	△	△		△	△	△					○
○	△	△	△		△		△					○
○	○	△	△	○	△	△	△	△	△			○
○	○	△	△	○	△	△	△	△	△			○
○	△	△	△		△	△	△					○
○	△	△	△		△		△					○
○	△	△	△		△		△					
○	△	△	△		△		△					
○	○腎臓	△	△	○	△	△	△		△			○
○	○呼吸器	△	△	○	△	△	△					○
○	○ぼうこう・直腸	△	△		△		△					○
○	○ぼうこう・直腸	△	△		△		△					○
	△		△	○	△	△	△					○
	△		△		△	△	△					○
			△		△		△					
	△		△	○	△	△	△					
	△		△		△	△	△					
	△		△		△		△					
△	△		△			△						

障がい 区分			交 通						文化・スポーツ	負担の軽減		
			航空 鉄道・バス・地下鉄・ 運賃割引	自動車 改造費助成	有料 道路割引	タクシ ー運賃 割引	タクシ ー料金 助成	移送サ ービス	駐車禁 止等除 外指定 車標章	障がい 者教養 教室・ スポー ツ教室	税金 控除・ 減免	国民健 康保険 税・ 介護保 険
掲載ページ			59-61	61	62-63	64	64	65	66	68-69	71-77	78
身体障 がい者 手帳	視覚障 がい	1	○		△	○	○		○	△	○	○
		2	○		△	○	○		○	△	○	○
		3	○		△	○	○		○	△	○	○
		4	○		△	○	○		△	△	○	△
		5	△		△	○	○			△	○	
		6	△		△	○	○			△	○	
	聴覚又 は平衡 機能障 がい	2	○		△	○	○		○	△	○	○
		3	○		△	○	○		○	△	○	○
		4	○		△	○				△	○	
		5	△		△	○				△	○	
		6	△		△	○				△	○	
	言語 音声	3	○		△	○	○			△	○	△
		4	△		△	○				△	○	
	肢体不 自由	1	○	△	△	○	○	△	○	△	○	○
		2	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△
		3	○	△	△	○	○	△	△	△	○	△
		4	△	△	△	○	○下肢		△	△	○	△
		5	△	△	△	○				△	○	△
		6	△	△	△	○				△	○	△
	内部障 がい	1	○		△	○	○	△	○	△	○	○
		2	○		△	○	○		○	△	○	○
		3	○		△	○	○		○	△	○	○
		4	△		△	○			△	△	○	△
療育手帳		A	○		△	○	○		○	△	○	○
		B	○			○	○			△	○	
		C	○			○				△	○	
精神障 がい者 保健福 祉手帳		1	△			△	○		○	△	○	△
		2	△			△	○			△	○	
		3	△			△				△	○	
介護保険認定者												

1 身体障がい者福祉について

(1) 身体障がい者手帳

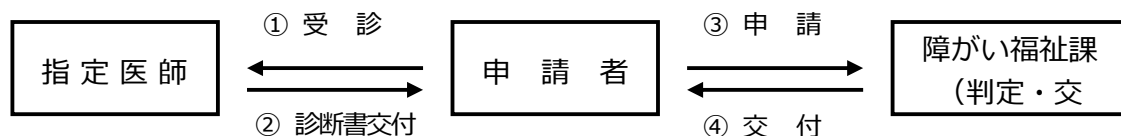
身体障がい者手帳は、身体に障がいのある方が身体障がい者福祉法に定める障がいを
持つと認められた場合に交付されるもので、身体障がい者手帳を持つことによって障が
いの種類、程度に応じた手当・助成や福祉サービス等が受けられるようになります。

<申請手続>

1 提出書類

- ① 申請書（障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で記入）
- ② 指定医（身体障がい者福祉法第15条に規定する医師）の意見を付した診断書（診
断書の作成日が申請日から3か月以内のもの）
- ③ 本人の写真（縦4cm×横3cm 色付きの眼鏡・帽子を着用していないもの）
- ④ 本人の個人番号の分かるもの（マイナンバーカード等）
- ⑤ 窓口に来られる方の本人確認書類
- ⑥ 本人の健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ（ない場合は、マイナン
バーカード）（医療受給者証の手続に必要な場合があります。）

2 交付 交付には1か月程度かかります。



<届出について>

(住所・氏名の変更)

市民課又は各支所への手続後、障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）へ届け出てください。手帳の記載を修正します。

(手帳の紛失、破損、汚損)

再交付申請書に写真を添えて障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）へ届け出てください。再交付には3週間程度かかります。

(障がい程度の変更、部位追加)

再交付申請書に写真及び診断書を添えて障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）へ届け出てください。再交付には1か月程度かかります。

<返還について>

手帳所持者の死亡、障がいの軽減により身体障がい者に該当しなくなったときは、手帳を添えて必ず返還の手続をしてください。

<再認定>

障がい程度に変化が予想される場合には手帳に再認定時期を記載します。再認定時期には改めて連絡しますので、期限までに再交付申請書、写真及び診断書を提出してください。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(2) 身体障がい者の範囲

身体障がい者福祉法が対象としている身体障がいは、障がいの種類ごとに程度に応じて1～6級に区分されています。詳しくは、身体障がい者障がい程度等級表を参照してください。

なお、身体障がい者手帳には、「身体障がい者等級表による級別」欄に総合的な等級が、「個別等級」欄に障がい程度等級表による等級が記載されており、福祉サービスによってどちらの等級を基準にするか異なりますので御注意ください。

※ 2つ以上の障がいが重複する場合は、各々の障がいの該当する等級の指数を合計し、合計指数に応じて等級を認定します。

※ 7級の障がいは、1つのみでは障がい者手帳の交付対象とはなりません。

<身体障がい者障がい程度等級表>

① 視覚障がい

1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

② 聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がい

2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
3級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
6級	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

平衡機能障がい

3級	平衡機能の極めて著しい障がい
5級	平衡機能の著しい障がい

③ 音声・言語・そしゃく機能障がい

3級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい

④ 肢体不自由

上肢不自由

1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい

5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

下肢不自由

1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3 級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5 級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7 級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

体幹不自由

1 級	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障がい

脳原性運動機能障がい

	上肢機能	移動機能
1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

⑤ 心臓機能障がい

1 級	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑥ 腎臓機能障がい

1 級	腎臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	腎臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	腎臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑦ 呼吸器機能障がい

1 級	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑧ ぼうこう又は直腸機能障がい

1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑨ 小腸機能障がい

1 級	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑩ 免疫機能障がい

1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

⑪ 肝臓機能障がい

1 級	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

（３）豊田市外へ転出した時

身体障がい者手帳は全国共通のため、市外に転出した場合も、その手帳を利用します。転入先市区町村の窓口に届け出ていただくと、手帳に新住所を記載するとともに、転入先市区町村で利用できるサービスのご案内をします。

（４）旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について

手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別（第１種又は第２種）は、主に交通面での割引（電車・バスの割引、有料道路障がい者割引等）の際、基準になるものです。障がいの程度が重い方は第１種障がい者、それ以外の方は第２種障がい者となります。

例として、電車では、第１種は障がい者本人と介助者１名が、第２種は障がい者本人のみが割引となります（交通機関によって条件が違いますので、詳しくは「１１ 交通」の記載を御覧ください。）。

2 知的障がい者福祉について

(1) 療育手帳

知的障がいのある方が一貫した療育、援護を受けられるよう、各種の制度やサービスを利用しやすくするために、都道府県又は政令指定都市が療育手帳を交付します。

<申請手続>

1 提出書類

- ① 申請書（障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で記入）
- ② 本人の写真（縦4cm×横3cm 色付きの眼鏡・帽子を着用していないもの）
- ③ 交付申請資料（18歳以上の方のみ）
- ④ 小学校4年生、中学校2年生時の通知表（18歳以上新規の方のみ）
- ⑤ 本人の個人番号の分かるもの（マイナンバーカード等）
- ⑥ 窓口に来られる方の本人確認書類
- ⑦ 本人の健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ（ない場合は、マイナンバーカード）（医療受給者証の手続に必要な場合があります。）

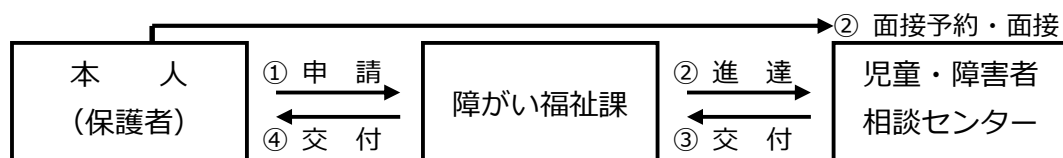
2 面接

18歳未満の方は豊田加茂児童・障害者相談センターで、18歳以上の方は西三河児童・障害者相談センターで面接判定を受けます。1の提出書類を障がい福祉課へ提出後、御自身で面接判定の予約をしてください。

3 交付

豊田加茂児童・障害者相談センター又は西三河児童・障害者相談センターの判定結果に基づき療育手帳が交付されます。交付には1か月半程度かかります。

※各センターの連絡先及び所在地は18ページを御覧ください。



<再判定の手続>

手帳の交付を受けた方は、手帳に記載されている「次の判定年月」までに再判定が必要です。改めて児童・障害者相談センターでの面接等を行います（再判定の3か月程前に障がい福祉課から御案内します。）。なお、18歳以上の方について、面接を豊田市内で行う巡回相談を2か月に1回程度開催しています。

<記載事項の変更の届出>

手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）へ届け出てください。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(2) 知的障がい者の範囲

おおむね18歳以前に知的機能の障がい認められ、これが持続している人で、その障がいの程度によりA（重度）・B（中度）・C（軽度）に区分されます。

A判定	I Q 3 5 以下（身体障がい者手帳1～3級を所持する方についてはI Q 5 0 以下）
B判定	I Q 3 6 ～ 5 0
C判定	I Q 5 1 ～ 7 5

(3) 豊田市外へ転出した時

療育手帳は愛知県が発行するので、名古屋市を除く愛知県内各市町村に転出した場合も、その手帳を利用します。転入先市町村の窓口に届け出ていただくと、手帳に新住所を記載するとともに、転入先市町村で利用できるサービスのご案内をします。名古屋市及び愛知県外へ転出する場合は、新たに手帳（自治体によって「愛の手帳」など様々な名称有り）の申請手続きが必要となります。

(4) 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について

手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別（第1種又は第2種）は、主に交通面での割引（電車・バスの割引、有料道路障がい者割引等）の際、基準になるものです。A判定の方は第1種障がい者、B・C判定の方は第2種障がい者となります。

例として、電車では、第1種は障がい者本人と介助者1名が、第2種は障がい者本人のみが割引となります（交通機関によって条件が違いますので、詳しくは「11 交通」の記載を御覧ください。）。

3 精神障がい者福祉について

(1) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会参加を進めるために、精神障がい者保健福祉手帳を交付し、必要な支援を行います。

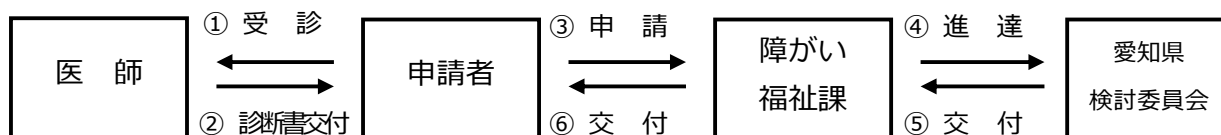
<申請手続> (新規・更新・等級変更)

1 提出書類

- ① 申請書（障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で記入）
- ② 次のいずれかの書類
 - ・精神障がい者保健福祉手帳用診断書（初診日から6か月以上経過し、診断書の作成日が申請日から3か月以内のもの）
 - ・精神障がいを事由とする年金証書（裁定通知書）又は直近の振込（支払）通知書
 - ・精神障がいを事由とする特別障がい給付金受給資格者証又は直近の振込（支払）通知書
- ③ 本人の健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ（ない場合は、マイナンバーカード）（医療受給者証の手続に必要な場合があります。）
- ④ 顔写真（縦4cm×横3cm 色付きの眼鏡・帽子を着用していないもの）
※ 1年以内に撮影したもの。希望されない場合は、なくても申請可能ですが、バスの運賃割引などが対象にならない場合があります。
- ⑤ 本人の個人番号の分かるもの（マイナンバーカード等）
- ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳（更新・等級変更の方のみ確認のために必要です。）
- ⑦ 窓口に来られる方の本人確認書類

2 交付

手帳は、愛知県の検討委員会の判定結果に基づき交付されます。交付には3か月程度かかります。



※ 年金証書及び特別障がい給付金の給付を証する書類により申請する場合は①、②必要なし

※ 手帳の有効期間は2年間で、継続申請が必要です。更新申請は、有効期限の3か月前から手続ができます。

<記載事項変更の届出>

手帳の氏名、住所等に変更が生じたときは、障がい福祉課又は支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）へ届け出てください。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

（２）精神障がい者の範囲

精神障がいのある方で、その障がいの程度により１～３級に区分されます。障がいの程度は精神疾患と生活能力の状態の両方から総合的に判定されます。

１級	精神障がいがある状態で身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの
２級	精神障がいがある状態で日常生活若しくは社会生活が著しい制限を受けるか、又は著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
３級	精神障がいがある状態で日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又制限を加えることを必要とする程度のもの

（３）豊田市外へ転出した時

精神障がい者保健福祉手帳は愛知県が発行するので、名古屋市を除く愛知県内各市町村に転出した場合も、その手帳を利用します。転入先市町村の窓口へ届け出ていただくと、手帳に新住所を記載するとともに、転入先市町村で利用できるサービスのご案内をします。名古屋市及び愛知県外へ転出する場合は、新たに手帳の申請手続きが必要となります。愛知県が発行した手帳を持って、転入先市町村の窓口へ届け出てください。

（４）旅客鉄道株式会社旅客運賃減額について

手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別（第１種又は第２種）は、主に交通面での割引（電車・バスの割引等）の際、基準になるものです。１級の方は第１種障がい者、２・３級の方は第２種障がい者となります。

例として、電車では、第１種は障がい者本人と介助者１名が、第２種は障がい者本人のみが割引となります（交通機関によって条件が違いますので、詳しくは「１１ 交通」の記載を御覧ください。）。

4 福祉（相談）の窓口

（１）市役所・支所

市役所及び一部の支所では、障がい者を始め、子どものこと、高齢者のこと、母子家庭のこと、生活に困っている方のこと、健康管理のことなど、福祉・保健に関する様々な相談に応じています。

① 市役所窓口（令和７年４月現在）

障がい福祉課 (東庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 7 5 1	F A X 3 3 - 2 9 4 0	障がい者福祉の企画・調整、福祉団体の育成・指導、障がい福祉施設などに関すること。
	e-mail:shougai_hu@city.toyota.aichi.jp		
生活福祉課 (西庁舎 2 階)	電話 3 4 - 6 6 3 5	F A X 3 4 - 6 7 9 8	生活保護、中国残留邦人等に関すること。
	e-mail:seikatsu@city.toyota.aichi.jp		
よりそい支援課 (東庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 7 9 1	F A X 3 3 - 2 9 4 0	高齢者、障がい者、子どもなどの福祉に関する総合的な相談・支援、支え合いの地域づくり、民生委員に関すること。
	e-mail:yorisoi@city.toyota.aichi.jp		
高齢福祉課 (東庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 9 8 4	F A X 3 4 - 6 7 9 3	高齢者福祉の企画・調整、認知症、老人福祉施設等に関すること。
	e-mail:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp		
福祉医療課 (東庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 7 4 3 電話 3 4 - 6 9 5 9	F A X 3 4 - 6 7 3 2	障がい者・子どもなどの医療費助成、後期高齢者医療などに関すること。
	e-mail:fukushiiryo@city.toyota.aichi.jp		
介護保険課 (東庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 6 3 4 電話 3 4 - 6 9 6 1	F A X 3 4 - 6 0 3 4	介護保険に関すること。
	e-mail:kaigohoken@city.toyota.aichi.jp		
健康づくり応援課(西部地区担当) (東庁舎 4 階)	電話 3 4 - 6 6 2 7	F A X 3 4 - 6 1 8 6	逢妻、朝日丘、梅坪台、浄水、崇化館、豊南地区の健康づくりなどに関すること。
	e-mail:kenkououen-seibu@city.toyota.aichi.jp		
健康政策課 (東庁舎 4 階)	電話 3 4 - 6 7 2 3 電話 3 4 - 6 9 5 6	F A X 3 1 - 6 3 2 0	健康づくりに関する施策立案、健（検）診（成人向け）、歯科保健、医事・薬事などに関すること。
	e-mail:kenkouseisaku@city.toyota.aichi.jp		
感染症予防課 (東庁舎 4 階)	電話 3 4 - 6 1 8 0	F A X 3 4 - 6 9 2 9	予防接種、結核予防、感染症の予防、環境衛生などに関すること。
	e-mail:hokansen@city.toyota.aichi.jp		
保健支援課 (東庁舎 4 階)	電話 3 4 - 6 8 5 5	F A X 3 4 - 6 0 5 1	精神保健、特定疾患、小児慢性特定疾病に関すること。
	e-mail:hokenshien@city.toyota.aichi.jp		
特定医療費専用窓口 (東庁舎 4 階)	電話 3 4 - 6 0 5 9	F A X 3 4 - 6 0 5 1	指定難病に関すること
	e-mail:hokenshien@city.toyota.aichi.jp		

おやこ応援課 (東庁舎 2 階)	電話 3 4 - 6 6 3 6 電話 3 4 - 6 9 6 6	F A X 3 2 - 2 0 9 8	児童・母子・父子家庭等の福祉 給付、児童委員、乳幼児健康診 査、母子保健事業などに関す ること。
	e-mail:oyakooouen@city.toyota.aichi.jp		
こども相談課 (東庁舎 2 階)	電話 3 4 - 6 9 6 5	F A X 3 2 - 2 0 9 8	妊娠・出産・子育てに関する相 談
	e-mail: kodomosoudan@city.toyota.aichi.jp		
国保年金課 (南庁舎 1 階)	電話 3 4 - 6 6 3 7 電話 3 4 - 6 6 3 8	F A X 3 4 - 6 0 0 7	国民健康保険・国民年金に関 すること。
	e-mail:kokuhonenkin@city.toyota.aichi.jp		

② 支所等窓口

健康づくり応援課 (東部地区担当) (足助支所内)	電話 6 2 - 0 6 0 3	F A X 6 2 - 0 6 0 6	旭、足助、稲武、下山、高橋、 益富、美里、松平地区の健康づ くりに関すること。
	e-mail:kenkououen-toubu@city.toyota.aichi.jp		
健康づくり応援課 (南部地区担当) (高岡コミュニ ティセンター内)	電話 8 5 - 7 7 1 0	F A X 8 5 - 7 7 3 3	上郷、末野原、高岡、前林、竜 神、若園地区の健康づくりな どに関すること。
	e-mail:kenkououen- nanbu@city.toyota.aichi.jp		
健康づくり応援課 (北部地区担当) (猿投コミュニ ティセンター内)	電話 4 1 - 3 0 8 1	F A X 4 1 - 3 0 8 3	井郷、石野、小原、猿投、猿投 台、保見、藤岡、藤岡南地区の 健康づくりなどに関するこ と。
	e-mail:kenkououen- hokubu@city.toyota.aichi.jp		
旭 支 所 市民生活担当	電話 6 8 - 2 2 1 3	F A X 6 8 - 3 4 7 6	障がい者手帳や手当・サービ ス等の申請の受付。障がい者 手帳の交付。
足助支所 市民生活担当	電話 6 2 - 0 6 0 0	F A X 6 2 - 0 6 0 6	
稲武支所 市民生活担当	電話 8 2 - 2 5 1 1	F A X 8 2 - 3 2 7 2	
小原支所 市民生活担当	電話 6 5 - 2 0 0 1	F A X 6 5 - 3 6 9 5	
下山支所 市民生活担当	電話 9 0 - 4 4 1 1	F A X 9 0 - 3 3 4 4	
藤岡支所 市民生活担当	電話 7 6 - 2 1 0 3	F A X 7 6 - 5 3 7 6	

③ 福祉の相談窓口

上郷支所	電話 2 1 - 0 0 0 1	F A X 2 1 - 5 0 9 5	身近な地域で福祉に関する困 りごとを相談できる窓口。
猿投支所	電話 4 5 - 1 2 1 4	F A X 4 5 - 4 8 2 4	
高岡支所	電話 5 3 - 2 6 9 4	F A X 5 3 - 3 5 1 6	
高橋支所	電話 8 0 - 0 0 7 7	F A X 8 0 - 0 0 9 2	

松平支所	電話 5 8 - 0 0 0 1	F A X 5 8 - 0 0 4 9	
------	------------------	---------------------	--

(2) 愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター（児童相談所）

療育手帳の判定・交付、障がい児の療育に関する相談や、施設への入所等に関すること、身体・知的障がい者に関する相談（年金を除く。）に応じます。御利用には、あらかじめ予約が必要です。また、これらに限らず、養護相談など18歳未満の児童に関する相談にも応じます。

（所在地）豊田市瑞穂町2丁目5-1

電話 33-2211 FAX 33-2212

※ 18歳以上の知的障がい者への療育手帳の判定・交付、補装具の判定、自立支援医療費（更生医療）の給付の際の判定などの業務は、(3) 愛知県西三河児童・障害者相談センターになります。

(3) 愛知県西三河児童・障害者相談センター

身体障がい者や満18歳以上の知的障がい者について、医師や各分野の専門家による相談、検査や判定を行います。御利用には、あらかじめ予約が必要です。

〔身体障がい者に関する業務〕

- ・ 自立支援医療（更生医療）給付のための判定
- ・ 身体障がい者支援施設等に入所するための判定
- ・ 補装具費支給判定及び適合判定

〔知的障がい者に関する業務〕

- ・ 18歳以上の知的障がい者への療育手帳の交付
- ・ 医学的、心理学的及び職能的判定
- ・ 判定書及び証明書の交付

（所在地）岡崎市明大寺本町1-4 愛知県西三河総合庁舎9階

電話（0564）27-2889 FAX（0564）27-2816

(4) 愛知県精神保健福祉センター

こころの健康の向上と精神障がい者の福祉の増進を図るための機関です。保健所や市町村と連携して地域精神保健福祉活動を推進します。自立支援医療（精神通院）、精神保健福祉手帳の判定に関する事務を行います。

（所在地）名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 東大手庁舎8階

電話（052）962-5377 FAX（052）962-5375

(5) 豊田市福祉センター

福祉サービスの提供及び担い手育成の場としての福祉活動の中核拠点です。主な機能として、社会福祉協議会の事務所や福祉相談コーナー、福祉に関する情報提供コーナー、地域住民やボランティア活動団体の交流コーナー、障がいのある方の就労の場としての喫茶コーナー等があります。

（休館日）豊田市福祉センター：祝日を除く月曜日、年末年始

社協事務所・福祉相談コーナー：日曜日、月曜日、祝日、年末年始

（所在地）豊田市錦町1-1-1

電話 34-1131 FAX 32-6011

(6) 豊田市成年後見支援センター

成年後見制度に関する相談をお受けし、弁護士や司法書士、福祉関係機関等と連携しながら支援していく相談支援窓口です。障がいのある方の親族で後見人等を行っている方からの相談にも対応可能です。下記窓口に加え、必要に応じて御自宅や施設、病院での相談にも応じます。

(休館日) 日曜日、月曜日、祝日、年末年始

(所在地) 豊田市錦町 1 - 1 - 1 (豊田市福祉センター内)

電話 6 3 - 5 5 6 6 F A X 3 3 - 2 3 4 6

(7) 豊田市障がい者福祉会館

障がいのある方の個々の障がいに応じた作業・訓練及び関係団体の活動・支援拠点として、また相談業務の窓口として開設しています。

(開館時間) 午前 9 時から午後 9 時まで

(休館日) 毎週月曜日、年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

(所在地) 豊田市西山町 5 - 2 - 6 電話 3 4 - 2 9 4 0 F A X 3 5 - 2 8 3 3

(利用施設) 団体活動室 1～4、日常生活訓練室、会議室、和室

(使用料) 無料

(利用者) 障がいのある方やその家族、障がい者関係のボランティアの登録団体のみ

(その他) 機能回復訓練室、図書室は個人利用が可能

(8) サン・アビリティーズ豊田

障がいのある方の社会参加と能力の向上を促進し、また教養を高めることによって福祉の増進を図るための施設です。

(開館時間) 午前 9 時から午後 9 時まで

(休館日) 毎週月曜日、年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)

(所在地) 豊田市西山町 5 - 2 - 6 電話 3 3 - 5 6 3 1 F A X 3 3 - 0 1 1 4

(利用施設) 体育室、研修室、多目的ホール、和室、音楽室

(使用料) 障がいのある方やその家族、障がい者関係のボランティアの登録団体無料

(利用者) 登録団体のほかに一般の方も利用可能

(9) 障がい者就労・生活支援センター

障がい者の各種相談に「支援ワーカー」「就労支援員」「ジョブ・コーチ」が一緒になって考え、支援を行っています。

(休館日) 日曜日、祝日、年末年始

(所在地) 豊田市栄町 1 - 7 - 1 電話 3 6 - 2 1 2 0 F A X 3 6 - 0 5 6 7

(10) 豊田市こども発達センター

主に在宅の肢体不自由児、重症心身障がい児、知的障がいおよび発達障がい児を対象とし、関係機関と連携しながら個々の発達に応じた相談、療育、医療を行います。

(休館日) 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(所在地) 豊田市西山町 2 - 1 9 電話 3 2 - 8 9 8 1 F A X 3 2 - 8 9 0 2

(11) 地域活動支援センター

精神障がいのある方やその家族等を対象に、日常生活や福祉に関する相談、グループ活動やオープンスペースの運営、地域交流・啓発活動等を行っています。

名称	所在地・連絡先	開館時間・休館日
地域生活支援センター エポレ	豊田市広美町郷西 7 3 番地 1 電話 2 5 - 0 0 5 2 F A X 2 1 - 5 0 0 3	(開館時間) 午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで (休館日) 日曜日、祝日、年末年始、 施設が定める休み
地域生活支援センター 豊田ころもサポート	豊田市広久手町 2 丁目 3 3 番地 電話 3 2 - 8 1 1 2 F A X 3 2 - 0 7 7 2 (代表)	(開館時間) 午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで (休館日) 土曜日、日曜日、祝日、年 末年始、施設が定める休み

(12) 知的障がい者相談員

知的障がいに関わる相談について家族の立場から相談に応じます。お気軽に御相談ください。

氏 名	住 所	電 話 番 号
那須江身子	山中町	4 9 - 0 0 0 8
波賀野里美	越戸町	0 9 0 - 8 0 7 8 - 1 9 8 3
小川 千尋	神田町	3 2 - 0 8 6 4

(13) 身体障がい者相談員

身体障がいに関わる相談について障がい者の立場から相談に応じます。お気軽に御相談ください。

氏 名	住 所	電 話 番 号	障がい
大橋 道彦	林添町	090-3550-9179	下肢
鶴田 康彦	河合町	28-1608 (FAX) Tsuruta4046@yahoo.co.jp (メール)	聴覚
古家 千恵美	野見山町	88-4136	視覚
浦川 由香	美里	090-8153-5404	上肢・下肢

(14) 手話通訳者

障がい福祉課には、平日午前8時30分から午後5時まで手話通訳者が常駐しており、市役所内の窓口における手話通訳をします。

(15) 身体障がい者補助犬

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき、訓練・認定された犬です。身体障がい者補助犬の貸与を希望される方は、下記までお問い合わせください。

〔盲導犬〕

盲導犬総合訓練センター（社会福祉法人中部盲導犬協会）

電話（052）661-3111

〔介助犬〕

介助犬総合訓練センターシンシアの丘（社会福祉法人日本介助犬協会）

電話（0561）64-1277

〔聴導犬〕

訓練事業者にお問い合わせください。訓練事業者のリストは厚生労働省のホームページにあります。「厚生労働省 補助犬」でご検索ください。

(16) 民生委員・児童委員

地域において様々な理由によって支援を必要とする方に対して、相談に乗り、支援機関につながります。

<問合せ>

豊田市役所 よりそい支援課 電話34-6791 FAX33-2940

(17) 障がい者相談支援事業所

障がい児・者、その家族等から障がいに関する相談などを受け付ける市の相談支援窓口です。市の委託で設置しており、相談等は、下表の豊田市障がい者相談支援事業所（基幹的）で聞き取りを行った上で、中学校区ごとに担当する障がい者相談支援事業所が、障がい児・者が地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。

・お住いの中学校区の豊田市障がい者相談支援事業所（基幹的）にお問い合わせください。

北部	地区：井郷、猿投台、保見、猿投、藤岡南、石野、藤岡、小原		TEL
	むもん生活支援センター	社会福祉法人 無門福祉会	45-7883
住所	〒470-0376 愛知県豊田市高町東山 7 番地 43		FAX
営業時間	平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 休：土日祝、年末年始・盆		45-7886
西部	地区：崇化館、梅坪台、浄水、逢妻、朝日丘		TEL
	相談支援 ON	社会福祉法人 輪音	85-8611
住所	〒471-0025 愛知県豊田市西町 5-5 VITS 豊田タウン 3 階		FAX
営業時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 休：土日祝、年末年始・盆		41-4334
南部	地区：上郷、高岡、若園、前林、末野原、竜神		TEL
	障害者福祉施設ハートランド豊田の杜	社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会	51-2327
住所	〒473-0923 愛知県豊田市中根町男松 80		FAX
営業時間	平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 休：土日祝、年末年始・盆		51-1211
中部	地区：高橋、美里、豊南、益富、松平		TEL
	相談支援 オンリーワン	社会福祉法人 オンリーワン	28-0567
住所	〒471-0855 愛知県豊田市柿本町 5 丁目 31 番地 2		FAX
営業時間	平日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分 休：土日祝、年末年始・盆		28-0590
東部	地区：足助、旭、稲武、下山		TEL
	障がい相談支援事業所足助まめだ館	社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会	62-1857
住所	〒444-2424 愛知県豊田市足助町東貝戸 10		FAX
営業時間	平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 休：土日祝、年末年始		61-1115

5 手当と年金等

心身に障がいのある方に対し、以下の手当等の制度があります。この手当等は全て本人又は保護者の申請に基づき給付されるもので、それぞれの制度ごとに対象者や所得制限等が定められています。

(1) 豊田市心身障がい者扶助料（実施 S38.4.1 市の制度）

対 象 者 (障がい程度)	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方
手 当 額	・身体 1・2 級、療育 A 判定、精神障がい者保健福祉 1 級 月額 4,500 円 ・身体 3 級、療育 B 判定、精神障がい者保健福祉 2 級 月額 4,000 円 ・身体 4～6 級、療育 C 判定、精神障がい者保健福祉 3 級 月額 2,500 円
支 給 制 限	○特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は市外の施設に入所している方には支給できません。※ 1 ○手当の支給には所得制限があります。(制限額は表紙裏面参照) ※ 2
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、4・8・12月の最終木曜日（閉庁日の場合は直前の火曜日）にそれぞれ前月分までを口座振り込みします。

※ 1 次の施設に入所された場合は資格喪失となるため、至急障がい福祉課に連絡してください。

市内・市外問わず喪失となる施設

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②養護老人ホーム

市外の場合喪失となる施設

- ③介護老人保健施設（老人保健施設）
- ④グループホーム
- ⑤有料老人ホーム
- ⑥軽費老人ホーム
- ⑦その他市外施設等

※ 2 毎年 8 月に所得審査を行います。7 月分までの支払は前々年の所得、8 月分以降は前年の所得により支給可能かどうか決定されます。

※ 3 申請月の翌月末頃に支給の可否について書面でお知らせが届きます。

【電子申請】

次の二次元コードから各種申請が可能です。

① 新規申請



②口座変更届



③喪失届



④死亡届



(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当（実施 S48.4.1 市の制度）

対 象 者 (障がい程度)	身体障がい者手帳 1～3 級又は療育手帳 A・B 判定の交付を受けた方で、日常生活において食事、衣服の着脱、移動等に常時介護の必要な方（支給決定に際して民生委員の訪問調査があります。）
手 当 額	月額 5,500 円
支 給 制 限	○次の方には支給できません。 ・未就学の方、満 65 歳以上の方 ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方 ※ 1 ・市内の障がい者支援施設や老人福祉施設等に入所している方、市外の施設へ入所している方には支給できません ※ 1 ○所得制限はありません。
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、4・8・12 月の最終木曜日（閉庁日の場合は直前の火曜日）にそれぞれ前月分までを口座振り込みします。

※ 1 支給制限の事由に該当する場合は、至急障がい福祉課に連絡してください。

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当（実施 S45.4.1 県の制度）

対 象 者 (障がい程度)	以下のとおり
手 当 額	1 種：身体障がい者 1・2 級かつ療育手帳 A 判定(IQ35 以下) 月額 15,500 円 2 種：身体障がい者 1・2 級又は療育手帳 A 判定(IQ35 以下) 月額 6,750 円 2 種：身体障がい者 3 級かつ療育手帳 B 判定(IQ50 以下) 月額 6,750 円
支 給 制 限	○特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給している方には支給できません。また、介護保険等により次の施設に入所されている方又は病院等に 3 か月を超えて入院されている方には支給できない場合があります。※ 1 <手当の支給対象外となる施設 ※ 2> ①高齢者の関係施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス等） ②障がい児・者の関係施設 障がい者支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設 等 ○65 歳以上で新たに障がい者手帳を交付された方には、支給できません。 ○転入者の方は、本人・配偶者・両親・子の所得課税証明書等が必要な場合があります。 ○手当の支給には所得制限があります。（制限額は表紙裏面参照）※ 3
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、4・8・12 月の 25 日にそれぞれ前月分までが愛知県から口座振り込みされます。

※ 1 支給制限の事由に該当する場合は、至急障がい福祉課に連絡してください。

※ 2 いずれの施設も通所・ショートステイは除きます。また、施設の退所（退院）等を行い、在宅に戻られた場合には、改めて申請の手続が必要です。支給開始は、申請月の翌月からとなります。

※ 3 毎年 8 月に現況調査を行います。7 月分までの支払は前年度の市・県民税課税標準額、8 月分以降は当該年度の市・県民税課税標準額により支給可能かどうか決定されます。

(4) 特別障がい者手当（実施S61.4.1 国・県の制度）

対 象 者 (障がい程度)	次のいずれかに該当する20歳以上の障がい者 ① 身体障がい1～2級程度の障がいを重複して有する方 ② 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障がいを有する方 ③ 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方又はIQ20以下の方若しくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障がい3級相当の障がいを2つ以上有する方 ④ 身体障がい1～2級程度の障がいを有する方、又はIQ20以下の方若しくはこれと同程度の障がいや病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方
手 当 額	月額 29,590 円。なお、A 種と B 種には愛知県手当の上乗せがあり、上乗せ後の金額は次のとおりです。 A 種：身体障がい者1・2級かつ療育手帳A判定(IQ35以下) 月額 36,440 円 B 種：身体障がい者1・2級又は療育手帳A判定(IQ20以下) 月額 30,640 円 C 種：上記手帳を所持していない 月額 29,590 円
支 給 制 限	○法令で定める障がい者施設及び特別養護老人ホーム等に入所されている方、病院等に3か月を超えて入院されている方には支給できません。※1 ○手当の支給には所得制限があります。(制限額は表紙裏面参照) ※2
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、2・5・8・11月の上旬にそれぞれ前月分までを口座振り込みします。

※1 支給制限の事由に該当する場合は、至急障がい福祉課に連絡してください。

※2 毎年8月に現況調査を行います。7月分までの支払は前々年の所得、8月分以降は前年の所得により支給可能かどうか決定されます。

(5) 障がい児福祉手当（実施 S61.4.1 国・県の制度）

対 象 者 (障がい程度)	次のいずれかに該当する20歳未満の障がい者 ① 身体障がい1級（2級の一部を含む。）程度の障がいを有する方 ② IQ20以下の方 ③ 上記と同程度の障がい又は病状で、常時介護が必要な方
手 当 額	月額 16,100 円。なお、A 種と B 種には愛知県手当の上乗せがあり、上乗せ後の金額は次のとおりです。 A 種：身体障がい者1・2級かつ療育手帳A判定(IQ35以下) 月額 23,000 円 B 種：身体障がい者1・2級又は療育手帳A判定(IQ20以下) 月額 17,250 円 C 種：上記手帳を所持していない 月額 16,100 円
支 給 制 限	○法令で定める障がい児施設等に入所されている方には支給できません。※1 ○手当の支給には所得制限があります。(制限額は表紙裏面参照) ※2
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、2・5・8・11月の上旬にそれぞれ前月分までを口座振り込みします。

※1 支給制限の事由に該当する場合は、至急障がい福祉課に連絡してください。

※2 毎年8月に現況調査を行います。7月分までの支払は前々年の所得、8月分以降は前年の所得により支給可能かどうか決定されます。

(6) 特別児童扶養手当（実施 S39.9.1 国の制度）

対 象 者 (障がい程度)	I Q 5 0 以下程度若しくは身体障がい 1 ～ 3 級（4 級の一部を含む。）程度又は同程度の障がい若しくは病状を有する 2 0 歳未満の障がい者を育てている方※ 1
手 当 額 (※ 2)	1 級:身体障がい 1 ～ 2 級程度又は療育 A 判定(IQ35 以下) 月額 56,800 円 2 級:身体障がい 3 級程度又は療育 B 判定(IQ50 以下)程度 月額 37,830 円
支 給 制 限	○対象児童が児童福祉施設等に入所されている場合は支給できません。※ 3 ○手当の支給には所得制限があります。（制限額は表紙裏面参照）※ 4 ○手当の障がいの認定を受けた後も、定期的に有効期限を更新（診断書又は手帳の写しを提出）していただく必要があります。
支 給 方 法	申請月の翌月から支給が開始され、4・8・11月の11日にそれぞれ前月分まで（11月11日振り込みは当月分まで）を口座振り込みします。

- ※ 1 対象となる障がい児が障がい者手帳を所持していない場合でも申請は可能です。
 ※ 2 障がい者手帳の等級と手当の等級は同じではありません。
 ※ 3 支給制限の事由に該当する場合は、至急障がい福祉課に連絡してください。
 ※ 4 毎年 8 月に現況調査を行います。7 月分までの支払は前々年の所得、8 月分以降は前年の所得により支給可能かどうか決定されます。

< (1) ～ (6) についての問合せ >

豊田市役所 障がい福祉課 電話 3 4 - 6 7 5 1 F A X 3 3 - 2 9 4 0

(7) 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当（実施 S.37.1.1、S.45.10.1）

父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 1 8 歳以下（一定の障がいがあるときは 2 0 歳未満）の児童を養育する父、母又は養育者に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設等に入所されている場合は支給できません。それぞれの手当ごとで、支給要件や所得制限額が定められていますので、詳しくはおやこ応援課にお問い合わせください。

< 問合せ >

豊田市役所 おやこ応援課 電話 3 4 - 6 9 6 6 F A X 3 2 - 2 0 9 8

各手当の支給制限に該当した場合は必ず届け出てください。
届出がなかった場合、手当の過払いが発生することがあります。
過払い分は返還していただくこととなります。

(8) 愛知県心身障がい者扶養共済制度（実施 S.45.4.1 県の制度）

豊田市心身障がい者扶養共済掛金助成制度（実施 S.48.4.1 市の制度）

愛知県心身障がい者扶養共済制度は、心身障がい者の保護者（加入者）が死亡し、又は重度障がい者になった後、残された障がい者に年金を支給することによって保護者の不安を軽減し、障がい者の生活の安定を図るものです。

また、豊田市心身障がい者扶養共済掛金助成制度は、共済制度の掛金の一部を市が助成することにより、共済制度の加入を促進します。

<愛知県心身障がい者扶養共済制度>

加 入 で き る 人	身体障がい者手帳 1 ～ 3 級又は療育手帳の交付を受けた方若しくは同程度の精神障がいのある方を扶養している保護者で、満 6 5 歳未満の特別な疾患又は障がいのない方。2 口まで加入できます。
掛 金 額	下表のとおりで、1 口目加入時又は 2 口目付加時の年齢で固定します。
掛 金 の 払 込 み 期 間	掛金は、次の 2 つの要件の両方に該当するまで払い込んでいただきます。 ○加入日（口数追加分については口数追加日）から 2 0 年 ○加入日（口数追加分については口数追加日）から加入者が 4 月 1 日時点で満 6 5 歳である年度の加入応当日の前日
年 金 額	加入者が死亡又は重度障がい者になったときは、その月から障がい者に年金が支給されます。 1 口につき月額 20,000 円
そ の 他	加入者の生存中に障がい者が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 制度から脱退した場合は、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。

<豊田市心身障がい者扶養共済掛金助成制度>

助成額：1 口目の掛金の 6 割に相当する額を助成します。

<掛金と助成額（月額）>

加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢	平成 2 0 年 4 月 1 日以降の 新規加入者		
	1 口目		2 口目
	掛金額	助成額	掛金額
35 歳未満	9,300 円	5,580 円	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	6,840 円	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	8,580 円	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円	10,380 円	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円	11,280 円	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円	12,420 円	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円	13,980 円	23,300 円

※世帯の収入等により掛金減免の制度があります。

※平成 2 0 年 3 月 3 1 日以前に加入された方は、上記の掛金額と異なっています。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 3 4 - 6 7 5 1 F A X 3 3 - 2 9 4 0

(9) 障害年金

公的年金制度に加入している期間等に発症・発生した傷病により、一定以上程度の障がいになった場合、年金や一時金が支給されます。

障害基礎年金（国民年金）	
対 象 者	傷病の初診日（※）が次のいずれかに該当する方 ① 国民年金加入期間中 ② 20歳前（請求は20歳以降） ③ 国民年金被保険者であった60歳以上65歳未満で、国内に住んでいる間
受給要件	・その傷病の初診日から原則1年6か月以上経過していること ・対象者①③の方は保険料の納付要件あり、②の方は所得制限あり
年 金 額	1級 年額 1,039,625 円 2級 年額 831,700 円 ※子の加算制度があります ※年金の等級は障がい者手帳等の等級とは直接関係ありません

障害厚生年金（厚生年金）	
対 象 者	傷病の初診日（※）が厚生年金加入期間中にある方
受給要件	・その傷病の初診日から原則1年6か月以上経過していること ・保険料の納付要件あり
年 金 額	1級～3級があり、年金額は在職中の給料額等によって異なります ※1・2級はこのほかに障害基礎年金が加算されます ※3級よりも軽い障がいの場合、障害手当金（一時金）の制度があります

※【初診日】・・・障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師等の診察を受けた日

低所得者等の年金受給者の生活を支援するために、一定の所得以下の障害基礎年金受給者へ年金に上乗せして支給されます（令和元年10月分から）。

障害年金生活者支援給付金	
対 象 者	障害基礎年金を受給している方
支給要件	前年の所得が472万1,000円（※）以下の方 （※）扶養親族等の数に応じて増額
給 付 額	1級 月額 6,638 円 2級 月額 5,310 円 ・年金支給と同様に2か月毎に支給されます

<問合せと請求窓口>

年金及び給付金の受給は請求手続きが必要です。初診日を確認の上、お問い合わせください。

豊田年金事務所（神明町3-33-2）電話 33-1123 F A X 33-1211

障害基礎年金（国民年金3号期間中に初診日がある方を除く。）は、市役所でも請求手続きができます。

豊田市役所 国保年金課 電話 34-6638 F A X 34-6007

(10) 特別障害給付金

一定以上程度の障がいになっても国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けられない場合、給付金が支給されます。

対 象 者	傷病の初診日が次のいずれかに該当する方（※原則 65 歳以降は請求できません。） ① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者
給 付 額	1 級 月額 56,850 円 2 級 月額 45,480 円 ※ 給付金の等級は障がい手帳等の等級とは直接関係ありません。

<問合せ及び請求窓口>

豊田年金事務所（神明町 3 - 3 3 - 2）電話 3 3 - 1 1 2 3 F A X 3 3 - 1 2 1 1
豊田市役所 国保年金課 電話 3 4 - 6 6 3 8 F A X 3 4 - 6 0 0 7

6 医療費助成

(1) 自立支援医療費（更生医療）

身体障がい者の障がいを軽減したり、回復させたりするのに必要な医療費を助成する制度です（保険世帯の所得に応じて一部自己負担額があります。）。給付の判定は、愛知県西三河児童・障害者相談センターで行われます。治療等は決められた指定自立支援医療機関で受けなければなりません。また、対象となる障がいは、身体障がい者手帳で認定された障がいのみです。

なお、再認定申請は、有効期限の3か月前から手続きできます。有効期間が途切れないように有効期限の1か月前までには手続きをお願いします。

<対象となる代表的な医療>

視覚障がい	白内障手術、角膜移植術
聴覚障がい	形成術、人工内耳
音声・言語・ そしゃく機能障がい	口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭や食道発声訓練、 歯科矯正治療（唇顎口蓋裂による後遺症による）
肢体不自由	人工関節置換、骨切り術
心臓機能障がい	大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術、 ペースメーカージェネレーター交換術
腎臓機能障がい	人工透析療法、腹膜透析、腎移植術、腎移植術後の抗免疫療法
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	薬物療法
肝臓機能障がい	肝移植術、肝移植後の抗免疫療法

<申請手続>

提出書類

- ① 申請書
- ② 収入申告書兼所得区分認定承諾書
- ③ 要否判定意見書 ※新規・再認定とも必要
- ④ 健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ（ない場合は、マイナンバーカード）（申請者本人のもの）
- ⑤ 公的年金の受給額が分かるもの（通帳のコピー、年金振込通知書、源泉徴収票等）
社会保険は被保険者、国保は同じ世帯の国保加入者全員、後期高齢は同じ世帯の後期高齢加入者全員が非課税の場合に必要
- ⑥ 個人番号の分かるもの（本人と世帯の中で本人と同じ保険に加入している方のマイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等）
- ⑦ 特定疾病療養受療証（※）のコピー（人工透析の申請をする場合に必要）

※特定疾病療養受療証をお持ちでない方は、次の手順で交付を受けてください。

- 1 加入している健康保険の組合等から申請書を受け取る
- 2 申請書を病院へ提出し、医師の証明を受ける
- 3 医師の証明を受けた申請書を健康保険の組合等へ提出
- 4 特定疾病療養受療証の交付

(2) 自立支援医療費（精神通院）

比較的長期にわたることの多い精神的な病気の通院医療費の自己負担額を助成する制度です（保険世帯の所得に応じて一部自己負担額があります。）。給付の判定は愛知県精神保健福祉センターで行われます。治療等は決められた指定自立支援医療機関で受けなければなりません。

なお、受給者証の有効期間は1年間で、継続には再認定申請が必要です。再認定申請は、有効期限の3か月前から手続きできます。

<申請手続>

提出書類

- ① 申請書
- ② 診断書（自立支援医療費（精神通院）用）
 - ※診断書の作成日が申請日から3か月以内のもの
 - ※精神障がい者保健福祉手帳を同時に申請される方で、手帳用の診断書を提出される場合は、自立支援医療費（精神通院）用の診断書を省略することができます。
 - ※継続される方で、前回診断書を提出された方は、治療方針に変更がなければ診断書を省略することができます。
- ③ 健康保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせ（ない場合は、マイナンバーカード）
- ④ 代理権授与及び収入申告書
- ⑤ 市町村民税が非課税の場合、障がい年金や遺族年金等の振込金額が分かるもの（振込通知書又は通帳等）
- ⑥ 自立支援医療受給者証（精神通院）（継続の方）
- ⑦ 個人番号の分かるもの（本人と世帯の中で本人と同じ保険に加入している方のマイナンバーカード等）

<（1）（2）についての問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(3) 自立支援医療費（育成医療）

身体に障がいのある児童又はこのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療によって確実に効果が期待される場合に、その治療に要する医療費を公費で負担する制度です。治療等は指定自立支援医療機関で受けなければなりません。

<問合せ>

豊田市役所 おやこ応援課 電話 34-6636 FAX 32-2098

(4) 心身障がい者医療費助成（マル障）

保険証による医療を受けた場合、自ら負担すべき額の全部を助成する制度です。

<対象者>

- ① 身体障がい者手帳 1 ～ 3 級の方
- ② 腎臓機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方
- ③ 進行性筋萎縮症で身体障がい者手帳 4 ～ 6 級の方
- ④ 療育手帳 A 又は B 判定（ I Q 5 0 以下）の方
- ⑤ 自閉症状群と診断された方

(5) 精神障がい者医療費助成（マル精）

保険証による医療を受けた場合、自ら負担すべき額の全部又は一部を助成する制度です。

<対象者>

- ① 精神障がい者保健福祉手帳 1 級・ 2 級の方
 - ② 精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方
 - ③ 自立支援医療費（精神通院）を受給している方（※助成対象は自立支援医療のみ）
- ※ ただし、①～③で医療費助成の内容は異なります。

(6) 福祉給付金（マル福）

後期高齢者医療制度で医療を受けた場合、自ら負担すべき額の全部又は一部を助成する制度です。

<対象者>

- ① 身体障がい者手帳 1 ～ 3 級の方
 - ② 腎臓機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方
 - ③ 進行性筋萎縮症で身体障がい者手帳 4 ～ 6 級の方
 - ④ 療育手帳 A 又は B 判定（ I Q 5 0 以下）の方
 - ⑤ 自閉症状群と診断された方
 - ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級・ 2 級の方
 - ⑦ 精神保健指定医により精神障がいと診断された入院中の方
 - ⑧ 自立支援医療費（精神通院）を受給している方（※助成対象は自立支援医療のみ）
- ※ ただし、①～⑧で医療費助成の内容は異なります。

(7) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は原則として満 7 5 歳から適用されますが、次のいずれかに該当する方は、申請により満 6 5 歳から加入することができます。

- ① 障がい基礎年金（ 1 級・ 2 級）を受給している方
- ② 身体障がい者手帳 1 ～ 3 級の方
- ③ 療育手帳 A 判定（ I Q 3 5 以下）の方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級・ 2 級の方
- ⑤ 音声・言語機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の方
- ⑥ 下肢機能障がいの身体障がい者手帳 4 級の 1、 4 級の 3、 4 級の 4 いずれかの方

< (4) (5) (6) (7) についての問合せ >

豊田市役所 福祉医療課

電話 3 4 - 6 7 4 3、 3 4 - 6 9 5 9 F A X 3 4 - 6 7 3 2

7 補装具・日常生活用具（住宅改修工事含む）

（１）補装具費の支給 ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可

身体の障がいを補うために補装具の購入、修理、借受けをする方に補装具費を支給します。支給の判定は個別等級で行います。

障がい部位	補 装 具 品 目
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡（特殊なもの）、コンタクトレンズ
聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
平衡・移動機能障がい	◎車椅子（※１）、◎歩行器、◎歩行補助つえ（一本つえを除く）
肢体不自由	◎松葉つえ、◎車椅子（※１）、◎電動車椅子（※２）、◎歩行器、◎多脚づえ、◎ロフトストランドクラッチ、◎カナディアンクラッチ、義手、義足、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置
肢体不自由（児童のみ）	起立保持具、排便補助具
肢体不自由及び音声・言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置（※３）
その他内部障がい	◎車椅子介助用（※４）、◎電動車椅子（※５）

※１：基本的に下肢・体幹・平衡・移動機能障がいの１～３級の方が対象となります。

※２：重度の歩行困難者で、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない方。

原則、１上肢以上及び下肢・体幹機能障がい１～３級で特別な事情がある場合等。

※３：両上下肢機能全廃及び音声言語機能障がい３級の手帳所持者で、コミュニケーション手段として必要があると認められる方

※４：車椅子によらなければ、歩行機能を代償できない場合のみ

※５：移動に著しい制限を受け、医学的所見から適応可能な場合のみ

<申請手続> 購入、修理、借受けをする前に①～③を御用意ください。

① 指定の補装具業者が作成した見積書

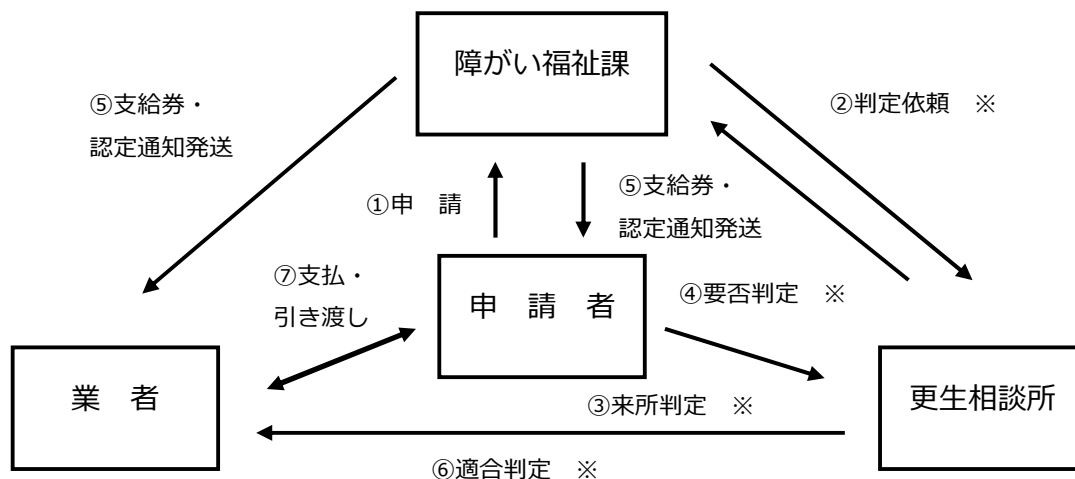
② 個人番号の分かるもの（本人が１８歳以上の場合は本人のみ、１８歳未満の場合は本人と申請する保護者のマイナンバーカード等）

③ 窓口に来られる方の本人確認書類

購入、修理等をする前に御申請ください。購入、修理等を行った後に申請された場合は支給の対象にはなりませんので御注意ください。

なお、補装具の品目によっては医師の意見書又は西三河児童・障害者相談センターの医学的判定が必要です（添付書類等、事前に相談してください。）。

また、それぞれの品目ごとに耐用年数が定められており、その期間中は原則として修理で対応していただきます。



※ 省略の場合あり

<利用者負担>

原則、負担する費用は、国が定める基準額の1割になります。ただし、生活保護・市民税非課税世帯の場合は、基準額以内の利用者負担はありません。

<その他>

介護保険による福祉用具として貸与を受けることのできる方（5ページ欄外の注を御覧ください。）については、◎印の品目は給付されません。

中等度以下難聴児補聴器購入費等の助成 ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可

身体障がい者手帳の交付の対象とならない中等度以下の難聴児の言語や精神の発達、学力の向上など児童の成長を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成します。

<対象者>

次の要件を満たす難聴児です。

- ・市内に住所を有する18歳以下の者（18歳の者にあつては18歳に達した日の属する年度の末日までの者）
- ・医師が補聴器装用の必要性を認めた者
- ・聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付対象でない者
- ・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けていないこと

<助成額>

購入又は修理費用の3分の2（1円未満切捨て）

<申請方法>

購入等をする前に、医師の意見書、業者の作成した見積書、個人番号の分かるもの（本人と申請する保護者のマイナンバーカード等）、窓口に来られる方の本人確認書類を持参して申請してください。

※修理の場合、医師の意見書は不要です。

<その他>

- ・助成の対象となる補聴器は補装具制度に定めたものとなります。
- ・意見書の作成を受けられる医療機関は障がい福祉課へお問い合わせください。
- ・買替えによる申請は、助成決定を受けた日から原則、5年を経過するまでできません。

高齢者等補聴器購入費の助成（１８歳以上）

コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善や、社会的孤立を防ぎ、高齢者等の生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

<対象者>

次の要件を満たす人です。

- ・市内に住所を有する１８歳以上の人（１８歳の人にあつては１８歳に達した日の属する年度の末日を経過した人）
- ・医師が補聴器装用の必要性を認めた人
- ・聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付対象でない人
- ・中等度以下難聴児補聴器購入費等助成制度の対象者でない人

<対象となる費用>

補聴器本体※１、付属品（イヤモールド、充電器、電池）※２

※１ 集音器は対象になりません。

補聴器は豊田市で補装具業者又は補聴器助成販売店として登録のある販売店で購入したものに限りです。

※２ 付属品のみの購入は助成の対象とはなりません。

<助成額>

対象者の区分	助成額
本人と同世帯の配偶者が市民税非課税の人	購入費用の半額（上限３万円）
本人又は同世帯の配偶者が市民税課税の人	購入費用の半額（上限１万５千円）

<申請方法>

- １ 購入をする前に、申請に必要な書類を高齢福祉課窓口、ホームページ等から入手
- ２ 医療機関を受診し医師の意見書を記載してもらう
- ３ 補聴器の購入
- ４ 申請書類を高齢福祉課に提出

<その他>

- ・意見書の作成を受けられる医療機関、市で装具業者又は補聴器助成販売店は、ホームページで確認又は高齢福祉課へお問い合わせください。
- ・買替えによる申請は、助成決定を受けた日から原則、５年を経過するまでできません。

申請に必要な書類は、下の二次元コード（リンク先：豊田市ホームページ）から入手することができます。



<問合せ>

豊田市役所 高齢福祉課 電話 ３４－６９８４ FAX ３４－６７９３

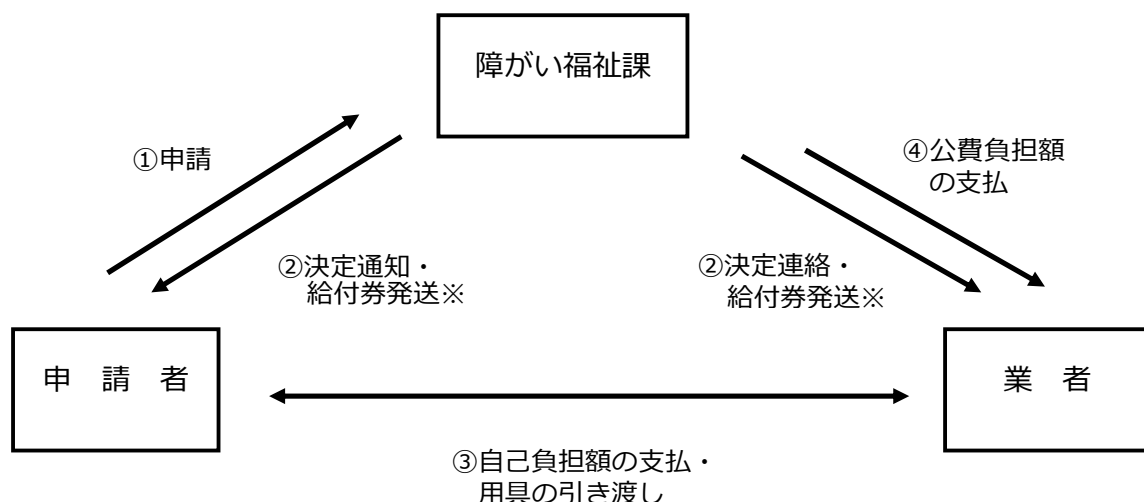
(2) 日常生活用具（住宅改修工事含む）の給付 ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可
在宅の障がい者（児）、難病患者等の方を対象に、日常生活を容易にするための用具を給付・貸与します。

<申請手続> 購入する前に①～④までを御用意ください。

- ① 業者の作成した見積書
- ② カタログの写し
- ③ 個人番号の分かるもの（本人が18歳以上の場合は本人のみ、18歳未満の場合は本人と申請する保護者のマイナンバーカード等）
- ④ 窓口に来られる方の本人確認書類

申請後、2週間ほどで、決定通知書を送付します。

- ※1 難病患者等が申請する場合は、医師の診断書が必要です。
- ※2 用具によっては、医師の意見書等が必要な場合があります。
- ※3 ストーマ装具、紙おむつについては、毎月10日が申請期限となりますのでお早めに申請してください。（例：6月に必要な場合は6月10日までに申請）



※ストーマ装具・紙おむつ・洗腸用具の給付券は、申請者へ送付します。

<利用者負担>

原則、負担する費用は、基準額の1割になります。ただし、生活保護・市民税非課税世帯の場合は、基準額以内の利用者負担はありません。

<品目>

給付・貸与する品目は次のとおりで、障がいの種類・程度により種目が定められています。なお、介護保険等高齢者施策による福祉用具として貸与・給付を受けることのできる方（5ページ欄外の注を御覧ください。）については、◎印の品目は給付されません。

<障がい者（児）の日常生活用具の種類及び性能>

【介護・訓練支援用具】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
◎特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい1・2級	154,000 円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（18歳以上）	8 年
◎床ずれ防止マット	・下肢又は体幹機能障がい1級 ・知的障がいA	82,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染や損耗を防止できる機能を有するもの（3歳以上で常時介護を要する者）	5 年
◎特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級	67,000 円	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの（6歳以上で常時介護を要する者）	5 年
◎入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1・2級	82,400 円	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの（3歳以上で入浴時に介助を要する者）	5 年
◎体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1・2級	15,000 円	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの（6歳以上で下着交換等に当たって介助を要する者）	5 年
◎移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい1・2級	159,000 円	介助者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く（3歳以上）	4 年
訓練用いす	下肢又は体幹機能障がい1・2級	33,100 円	原則として付属のテーブルをつけるものとする（3歳以上18歳未満）	5 年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい1・2級	159,200 円	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（6歳以上18歳未満）	8 年
寝具（貸与）	下肢又は体幹機能障がい1・2級 知的障がいA・B	市長が定める額	寝具一式の貸与	－
寝具クリーニング	・下肢又は体幹機能障がい1・2級 ・知的障がいA・B	市長が定める額	自己寝具（敷・掛布団、毛布）のクリーニング	－

【自立生活支援用具】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
◎入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く（3歳以上で入浴に当たって介助を要する者）	8 年
◎便器	下肢又は体幹機能障がい1・2級	4,450 円 手すり付 5,400 円	障がい者が容易に使用し得るもの。手すりを取り付けることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く（6歳以上）	8 年

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
歩行補助つえ (一本つえ)	下肢又は体幹若しくは 平衡、移動機能障がい	木材 2,266 円 軽金属 3,090 円 ※ 夜光材付は 422 円、全面夜光材付は 1,236 円、外 装ラッカー使用は 267 円を加算	手に持って歩行の助けとする細長い 棒で、材質は木材又は軽金属とする	3 年
◎移動・移乗支援用 具	平衡機能又は下肢若し くは体幹機能障がい	60,000 円	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること ア 障がい者の身体機能の状態を 十分踏まえたものであって、必要 な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の 補助、移乗動作の補助、段差解消 等の用具とする。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴うものを除く (3 歳以上で家庭内の移動等にお いて介助を要する者)	8 年
頭部保護帽	・ 下肢又は体幹若しく は平衡、移動機能障 がい ・ 知的障がい A (意見 書) ・ 精神障がい (意見 書)	スポンジ・革製 15,656 円 スポンジ・革・ プラスチック製 37,852 円 ※ レディメイドの場合は基準額の 80 % の範囲内の 額	転倒の衝撃から頭部を保護できるも の (知的障がい、精神障がいについ ては、医師意見書によりてんかん発 作等により頻繁に転倒することが確 認できる者)	3 年
特殊便器	・ 上肢障がい 1・2 級 ・ 知的障がい A	151,200 円	温水温風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴うもの を除く (6 歳以上で、知的障がいの 場合は訓練を行っても自ら排便後の 処理が困難な者)	8 年
火災警報器	・ 身体障がい 1・2 級 ・ 知的障がい A ・ 精神障がい 1 級	15,500 円	室内の火災を煙又は熱により感知 し、音又は光を発し屋外にも警報ブ ザーで知らせ得るもの (必要に応じ 1 世帯に 2 台まで)	8 年
自動消火器	・ 身体障がい 1・2 級 ・ 知的障がい A ・ 精神障がい 1 級	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で 自動的に消火液を噴射し、初期火災 を消火し得るもの	8 年
電磁調理器	・ 視覚障がい 1・2 級 ・ 知的障がい A	41,000 円	障がい者が容易に使用し得るもの (18 歳以上)	6 年
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障がい 1・2 級	7,000 円	視覚障がい者が容易に使用し得るも の (6 歳以上)	10 年
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚障がい 2 級	87,400 円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚 できるもの (6 歳以上) ※聴覚障がい者用屋内信号装置には、 サウンドマスター、聴覚障がい者用 目覚まし時計・屋内信号灯を含みま す。	10 年

【在宅療養等支援用具】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
透析液加温器	腎臓機能障がい1・3級	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に保つもの（自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）により透析療法を行う者）	5 年
ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障がい3級以上 ・上記と同程度の身体障がい(意見書)	36,000 円	障がい者が容易に使用し得るもの ※呼吸器機能障がい以外の方は御相談ください。	5 年
電気式たん吸引器	・呼吸器機能障がい3級以上 ・上記と同程度の身体障がい(意見書)	56,400 円	障がい者が容易に使用し得るもの ※呼吸器機能障がい以外の方は御相談ください。	5 年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円	障がい者が容易に使用し得るもの ※在宅酸素療法に係る医師の指示書等を添付してください。	10 年
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい1・2級	9,000 円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上）	5 年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい1・2級	18,000 円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上）	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器	・呼吸器機能障がい3級以上 ・上記と同程度の身体障がい呼吸管理を要する者(意見書)	72,000 円	障がい者が容易に使用でき、動脈血に含まれている酸素の割合及び脈拍が測定できるもの ※呼吸器機能障がい以外の方は御相談ください。	6 年
人工呼吸器用バッテリー ※レンタル不可	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい人工呼吸器を使用している者（意見書）	200,000 円	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（充電器及びインバーターを含める。） ※基準額以内ならば複数台申請可能。	5 年
発電機	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい人工呼吸器を使用している者（意見書）	111,000 円	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用の外部バッテリーを充電できるもの 医師の意見書で人工呼吸器の使用を確認する。	10 年
外部バッテリー又はポータブル電源 ※レンタル不可	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい呼吸管理を要する者で電気式たん吸引器又はネブライザー（吸入器）を使用している者	51,000 円	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの ※基準額以内ならば複数台申請可能。 日常生活用具の給付履歴で医療機器の使用を確認できない場合は、医師の意見書で医療機器の使用を確認する。	5 年

※同程度の身体障がいとは、体幹機能障がい 1・2級、肢体不自由 1級、音声言語機能障がい喉頭摘出者を指す。

【情報・意思疎通支援用具】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由者	98,800 円	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上で、発声・発語に著しい障がいを有する者）	5 年
情報・通信支援用具	上肢障がい又は視覚障がい1・2級	200,000 円	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト	4 年
点字ディスプレイ	視覚障がい1・2級	383,500 円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年
点字器	視覚障がい	標準型 A 10,712 円	3 2 マス 1 8 行、両面書真鍮板製	標準型 7 年
		標準型 B 6,798 円	3 2 マス 1 8 行、両面書プラスチック製	
		携帯用 A 7,416 円	3 2 マス 4 行、片面書アルミニウム製	携帯型 5 年
		携帯用 B 1,699 円	3 2 マス 1 2 行、片面書プラスチック製	
点字タイプライター	視覚障がい1・2級	63,100 円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1・2級	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつデイジー方式による録音若しくは当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上）	6 年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい1・2級	99,800 円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上）	6 年
視覚障がい者用読書器	視覚障がい	198,000 円	視力に障がいを有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8 年
視覚障がい者用時計	視覚障がい1・2級	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円	視覚障がい者が容易に使用し得るもの（6歳以上。音声時計は、原則として手指の触覚に障がいがある等のため触読時計の使用が困難な者）	10 年

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・ 発語に著しい障がいを 有する者	71,000 円	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障がい者が容 易に使用し得るもの（6歳以上で、 コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要と認められる者）	5 年
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい	88,900 円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい 者用番組並びにテレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障がい者向け緊急信号 を受信するもので、聴覚障がい者が 容易に使用し得るもの（本装置によ りテレビの視聴が可能になる者）	6 年
点字図書及び録音 図書	視覚障がい	必要と認め た額	点字により作成された図書（情報の 入手を点字によっている視覚障がい 者）	—
人工喉頭	音声機能喪失者 （喉頭摘出者）	笛式 5,150 円	呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて音源を口腔 内に導き構音化するもの	4 年
		※ 気管カニューレ付は 3,193 円を加算		
		電動式 72,203 円	顎下部等に当てた電動板を駆動させ 経皮的に音源を口腔内に導き構音化 するもの（電池・充電器含む。）	5 年
視覚障がい者用テー プレコーダー（I C レコーダー含む）	視覚障がい 1・2 級	23,000 円	視覚障がい者が容易に使用し得るも の（6歳以上）	5 年
音声 I C タグレコー ダー	視覚障がい 1・2 級	60,000 円	視覚障がい者が容易に使用できるも の	6 年
人工内耳の体外装 置（スピーチプロセ ッサ）	聴覚障がい（人工内耳 装用者）	200,000 円	体外装置とは、音を電気信号に変換 し、体内装置に送信する機器のこ と。 給付の対象となるのは、民間保険及 び医療保険が適用されない場合の買 替えに限る。	5 年

【排泄管理支援用具】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
ストーマ装具※	膀胱又は直腸機能障がい（ストーマ造設者）	消化器系 9,900 円 （月額）	ストーマから排出される便や尿を処理するもので、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする（皮膚保護剤、皮膚被膜剤、レッグバッグ、ナイト・ドレーナージバッグ、剥離剤、洗浄剤、消臭剤、潤滑剤、フィルムドレッシング材、コンベックス・インサート、固定用ベルト、サージカルテープを含む。）。	—
		尿路系 13,000 円 （月額）		
		洗腸用具 19,800 円 （6 か月）	洗腸排便を行う際に使用する用具	
紙おむつ等※ （紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	排便又は排尿機能障がい（初めて申請する場合、医師の意見書が必要）	13,400 円 （月額）	以下のいずれかに該当する 3 歳以上の者で、紙おむつ等を必要とする者 ○ ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない者 ○ 二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいのある者 ○ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ○ 脳原性運動機能障がい等（原因となる疾病の発症時期が 6 歳未満であること）による体幹又は下肢機能障がい 2 級以上の者で、次の要件を全て満たす者 - ア 排尿又は排便の意思表示が困難 - イ 介助なしでトイレに行けない - ウ 介助なしで便座（排便補助用具の使用を含む。）に座ることができない	—

※ストーマ装具、紙おむつ等は、1 か月に必要とするストーマ装具等の額の 2 倍（2 か月分）の額を日常生活用具給付券 1 枚により給付することができる。給付券は、1 回の申請につき 3 枚まで交付することができる。

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
収尿器	下肢又は体幹機能障がい で排尿障がい（特に失禁）のある者	男子用 A 普通型 7,931 円 B 簡易型 5,871 円 女子用 A 普通型 8,755 円 B 簡易型 6,077 円	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1 年

【住宅改修費】

種 目	障がい等級	基準額	性能・障がい程度等	耐用年数
◎居宅生活動作補助用具	・ 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3 級以上 ・ 視覚障がい 2 級以上 ・ 特殊便器への取替えについては、上肢障がい 1・2 級の者(6 歳以上) ※乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、上肢・下肢又は体幹機能障がいに基づき取扱うものとして扱います。	500,000 円 (対象工事上限額)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 【住宅改修の範囲】 (1) 屋内 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤便器・浴槽・洗面台の取替え・設置・改造 (2) 屋外 ⑥スロープの取付け ⑦手すりの取付け (3) その他 ⑧前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※給付は対象工事額が基準額(対象工事上限額)に達するまで複数回申請可能。	—

<難病患者等の日常生活用具の種類及び性能>

【介護・訓練支援用具】

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
◎床ずれ防止マット	寝たきりの状態にある者	82,000 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
◎特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
◎体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
◎移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,000 円	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200 円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年

【自立生活支援用具】

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
◎便器	常時介護を要する者	4,450 円 手すり付 5,400 円	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを取り付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
歩行補助つえ （一本つえ）	下肢が不自由な者	木材 2,266 円 軽金属 3,090 円 ※ 夜光材付は 422 円、全面夜光材付は 1,236 円、 外装ラッカー使用は 267 円を加算	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。	3 年
◎移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	151,200 円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8 年

【在宅療養等支援用具】

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	36,000 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	56,400 円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
動脈血中酸素飽和度測定器	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6 年
人工呼吸器用バッテリー ※レンタル不可	呼吸器機能に障がいがあり、人工呼吸器を使用している者	200,000 円	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（充電器及びインバーターを含める。） 医師の診断書で人工呼吸器の使用を確認する。 ※基準額以内ならば複数台申請可能	5 年
発電機	呼吸器機能に障がいがあり、人工呼吸器を使用している者	111,000 円	A C 100 V（正弦波）の出力がで き、人工呼吸器用の外部バッテリーを 充電できるもの 医師の診断書で人工呼吸器の使用を確認する。	10 年
外部バッテリー又はポータブル電源 ※レンタル不可	呼吸器機能に障がいがあり、電気式たん吸引器又はネブライザー（吸入器）を使用している者	51,000 円	A C 100 V（正弦波）の出力がで き、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの ※基準額以内ならば複数台使用可能 日常生活用具の給付履歴で医療機器の使用を確認できない場合は、医師の診断書で医療機器の使用を確認する。	5 年

【住宅改修費】

種 目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎ 居宅生活動作補助用具	・ 下肢又は体幹機能に障がいのある者 ・ 特殊便器への取替えについては、上肢機能に障がいのある者（6歳以上）	500,000 円 (対象工事上限額)	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 【住宅改修の範囲】 (1) 屋内 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 便器・浴槽・洗面台の取替え・設置・改造 (2) 屋外 ⑥ スロープの取付け ⑦ 手すりの取付け (3) その他 ⑧ 前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※ 給付は対象工事額が基準額(対象工事上限額)に達するまで複数回申請可能	—

(3) ストーマ装具の保管

病気や事故等で身体にストーマ（人工肛門や人工膀胱）を造設した方々の日常生活における不安を軽減するため、排せつ時等に必要な器具である「ストーマ装具」を、大規模災害時に備えて市役所等で、無料で預かり、保管します。

<対象者>

豊田市に在住、在勤又は在学し、ストーマ装具を使用している人

<手続の流れ>

- ① 上記対象者が障がい福祉課、市内各支所又は出張所に申請書とストーマ装具等を持参

※ 申請書は上記場所のほか、市ホームページ（ページ番号 1062307）からもダウンロード可能

- ② 市が申請者本人に保管証を交付。ストーマ装具等を預かり、1年間保管（更新可）
- ③ 申請者本人が災害時などに保管証を保管場所の窓口に提示し、返却を受ける

<受付・保管窓口>

障がい福祉課、旭支所、足助支所、稲武支所、小原支所、上郷支所、猿投支所、石野出張所、保見出張所、下山支所、高岡支所、高橋支所、藤岡支所、松平支所

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(4) 車椅子の貸与

身体障がい者が補装具として車椅子の給付を受けるまでの間や、傷病者で車椅子が一時的に必要な方に対し、無料で貸出しします。

対 象 者	(市内に住所を有する方) 自宅での生活を継続するために一時的に必要な方 等
期 間	原則として1か月以内

※保有台数等には限りがあります。

<貸出窓口>

豊田市社会福祉協議会 電話 3 4 - 1 1 3 1

旭支所	電話 6 8 - 3 8 9 0	足助支所	電話 6 2 - 1 8 5 7
稲武支所	電話 8 2 - 2 0 6 8	小原支所	電話 6 5 - 3 3 5 0
下山支所	電話 9 0 - 4 0 0 5	藤岡支所	電話 7 6 - 3 6 0 6
上郷出張所	電話 4 1 - 5 0 8 8	猿投出張所	電話 4 1 - 3 0 8 2
高岡出張所	電話 8 5 - 7 7 2 0	高橋・松平出張所	電話 8 5 - 1 1 2 0
豊寿園	電話 2 7 - 2 2 0 0	障がい者福祉会館	電話 3 4 - 2 9 4 0

8 福祉サービス

(1) 障がい福祉サービス（地域生活支援事業によるサービスを含む。）

ホームヘルパーなどの福祉サービスは、その形態により①訪問系サービス・その他サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④障がい児通所支援に分類されます。また、障がい者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス（介護給付と訓練等給付）」と、児童福祉法に基づく「障がい児通所支援」と、地域の実情等を考慮し、市町村が柔軟に実施する「地域生活支援事業」によるサービスに大別されます。

<手続の流れ>

- 1 障がい福祉課にサービス利用申請をした後、障がい支援区分等認定調査員による聞き取り調査を受けます。申請するサービスの内容等により、事業所の内諾や障がい支援区分の認定手続が必要となる場合もあります。
- 2 調査結果等を基に、サービス受給者証が交付されます。
- 3 サービス提供事業者との契約後、サービスの利用が始まります。

<利用者負担>

サービス利用に要する費用の1割以内の額。なお、食費や施設入所者の光熱水費は実費負担となりますが、低所得世帯を対象とした負担軽減制度があります。

<サービス提供事業者>

別冊子「サービス事業所ガイド」を発行していますので、そちらを御覧ください。

<その他>

介護保険の対象者は、介護保険のサービスが原則優先となります。

① 訪問系サービス・その他サービス

居宅介護や移動支援など、主に自宅での日常生活を支援するサービスです。

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅内での入浴、排せつ、食事等の介護、通院や官公署への外出時における介助を行います。	障がい支援区分1以上 通院等介助（身体介護を伴う）については区分2以上等	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	障がい支援区分4以上 二肢以上に麻痺がある等	
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な援助、外出支援を行います。	障がい支援区分3以上 行動関連項目10点以上	
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行して必要な視覚的情報の支援をするとともに、その他外出する際に必要な援助を行います。	同行援護アセスメント調査票により該当する者	
短期入所 (ショートステイ)	自宅における介助者が病気、不在の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障がい支援区分1以上	
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者等に対して、居宅介護等複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。	障がい支援区分6 行動関連項目10点以上 意思疎通困難等	

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
移動支援	屋外での移動に困難がある人に対し、外出のための準備、外出先で必要となる支援を行います。	身体障がい児者（視覚 1・2 級、上肢 1・2 級、下肢 1・2 級、体幹機能 1・2 級）、知的障がい児者、精神障がい児者	地域生活支援事業
移動入浴	地域における生活を支援するため、移動入浴車の訪問により居宅における入浴サービスを提供します。	自宅での自力入浴が困難な重度身体障がい児者	
ケアスタッフ	日常生活を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障がい児者に対し、ケアスタッフによる介助サービス等を行います。	日常生活全般に常時の支援を必要とする全身性障がい児者のうち、単身又は全身性障がい児者のみの世帯	

② 日中活動系サービス

生活介護や就労移行支援など、主に昼間、施設で提供される介護や訓練のためのサービスです。

（申請にはサービス提供事業所の内諾が必要です。）

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	人工呼吸器による呼吸管理を行っている障がい支援区分 6 の者 筋ジス又は重症心身障がい者等であって障がい支援区分 5 以上の者	介護給付
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動を行います。	障がい支援区分 3 以上(施設に入所する場合は区分 4 以上) 50 歳以上は区分 2 以上(施設に入所する場合は区分 3 以上)	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。		訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
就労継続支援 (A 型・B 型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A 型：雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な 65 歳未満の者 B 型：一般企業の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者		
就労定着支援	福祉サービスを利用して一般就労をした障がい者に対し、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化による生活面の問題解決に向けて、企業・自宅等を訪問し、指導・助言等の支援を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者	
自立生活援助	障がい者が日常生活を営む上での問題について、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報の提供や助言を行います。	障がい者支援施設等を利用していた者で、一人暮らしを希望する者 現に地域生活を営む障がい者で、自立した日常生活が営むことが可能と判断される者	

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のため、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言などの支援を行います。	日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している知的障がい者、精神障がい者、難病患者等	訓練等給付
日中短期入所	自宅における介助者が不在の場合等に、日中の施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者（18歳未満含む）、難病患者等	地域生活支援事業
地域生活支援サービス	通所により、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等	
地域活動支援センター	地域で自立生活をしようとする障がい者に対して自立の促進を図るとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等	

③ 居住系サービス

施設において、入所・入居者に対して必要な支援を提供するサービスです。
（申請にはサービス提供事業所の内諾が必要です。）

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に、入所施設で食事・入浴等の介護や生活に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の援助を行います。	生活介護利用時は障がい支援区分4以上(50歳以上は区分3以上) 通所困難な自立訓練及び就労移行支援受給者等	介護給付
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間に、共同生活住居において、相談や日常生活上の援助を行います。	地域での共同生活を営むことに支障のない障がい者	訓練

④ 障がい児通所支援

障がい児を対象としたサービスです。
（申請にはサービス提供事業所の内諾が必要です。）

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	集団療育及び個別療育が必要な未就学の障がい児	障がい児通所支援
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して成長を促すための個別支援を行います。	重度の障がい児等であって、児童発達支援等の支援を受けるために外出することが困難な障がい児	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要な未就学の障がい児	

サービスの名称	サービスの目的内容	利用する際の条件	種類
放課後等デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	就学中の障がい児	障がい児通所支援
保育所等訪問支援	こども園等施設に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。	こども園等の集団生活を営む施設に通う障がい児	

※ 1 “障がい児”は18歳未満、“障がい者”は18歳以上です。

※ 2 表中には各サービスの概要を記載しているため、実際のサービス利用に必要なその他の要件など詳細については、個別に障がい福祉課までお問い合わせください。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(2) 訪問理美容サービス

理・美容院に出かけることが困難な障がい者を対象に、訪問理美容サービスの出張費用を助成する制度です（散髪などにかかる費用は自己負担となります）。

<対象者>

- ① 身体障がい者手帳 1～2 級
- ② 療育手帳 A 判定
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級

<問合せ>

豊田市役所 高齢福祉課 電話 34-6984 FAX 34-6793

(3) 配食サービス

栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康で自立した在宅生活を支援し、状態の悪化を防ぐとともに、安否の確認を行います。

<対象者>

市内に居住する安否確認が必要で、調理が困難な 65 歳未満のひとり暮らし障がい者又は障がい者世帯等

<利用料金>

1 食につき 300 円（1 日 1 食のみ）

<申込み>

各指定特定相談支援事業所

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(4) ふれあい収集（ごみ出し支援）

指定した曜日の決められた時間までに、玄関前に設置したバケツ（市が貸与）の中にごみを入れておくと収集に伺います。

<対象者>

ひとり暮らしで自家用車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を出すことが困難であり、次のいずれかの要件に該当する者（世帯全員がいずれかの要件に該当する場合も対象）

- ① 要介護認定 要支援 2 又は要介護 1 以上の認定者
- ② 身体障がい者手帳 1 ～ 3 級
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 ・ 2 級
- ④ 療育手帳 A ・ B 判定

<手続の流れ>

申請書を清掃業務課へ提出。受付後、訪問調査を実施。審査会を経て収集開始。

※訪問調査から収集開始までおおむね 3 週間程度要します。

<問合せ>

豊田市役所 清掃業務課 電話 7 1 - 3 0 0 3 F A X 7 1 - 3 0 0 0

9 情報支援・緊急対応

(1) 避難行動要支援者名簿制度

災害発生時などに自力での避難が難しく、支援が必要な方の情報を登録した名簿を作成し、地域での日頃の見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用します。

<対象者> 在宅で生活する次のいずれかに該当する方

- ① ひとり暮らし高齢者等登録者
- ② 介護保険における要介護3～5の認定者
- ③ 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④ 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- ⑤ 上記に準ずる者(④以外の身体障がいのある者、知的障がいや精神障がいがある者、難病患者等)で登録を希望する者

<名簿の提供先>

お住まいの自治区長、担当の民生・児童委員、自主防災会役員、消防団、警察など避難支援等関係者

<登録の方法>

- ①に該当する方：ひとり暮らし高齢者等登録制度の登録と同時に名簿に登録されます。
- ②、③、④に該当する方：対象となった際に、名簿情報を避難支援等関係者に提供してよいかの同意確認の案内を送付します。同封の同意確認書を提出してください。
- ⑤に該当する方：避難行動要支援者名簿登録依頼書（市ホームページからダウンロード可）をよりそい支援課へ提出してください。

※名簿には個人情報に掲載されます。登録時には名簿の提供先に情報提供してもよいという本人の同意が必要です。また、この制度に同意したからといって必ず助けが入るというものではありません。災害に備えて、自分でできることは自分で行うようにしましょう。

<問合せ>

制度に関すること

豊田市役所 よりそい支援課 電話 34-6791 FAX 33-2940

障がい者に関すること

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(2) 緊急情報の配信

① 緊急メールとよた

緊急情報（避難指示等の発令や犯罪情報など）や気象情報（気象台から発表された大雨、洪水注意報・警報など）を登録いただいたメールアドレスに配信するサービスです。

次の二次元コードを読み取り、表示されたURLを選択し、空メールを送信してください。二次元コードを読み取れない方は、下記のアドレスに直接空メールを送信してください。空メールを送信しますと、案内メールが届きますので、メール本文に記載されているURLを選択し、手続をしてください。



t-toyota-city@sg-p.jp へ空メール（件名や本文を入力しないメール）

②防災ラジオ

緊急地震速報や避難指示等の緊急情報を受信すると自動で起動し、お知らせするラジオです。

一般型の防災ラジオ及び文字表示型（聴覚障がい者対象）の防災ラジオの申込受付を、随時行っています。

③ひまわりアプリ

スマートフォン等で豊田市が配信する防災情報や河川の状況を確認できます。



<問合せ>

豊田市役所 防災対策課 南庁舎4階
電話 34-6750 FAX 34-6048

（３）障がい者等見守り制度

①徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

行方不明になる可能性のある人の情報（氏名、住所、特徴、写真等）を事前にご登録いただき、日頃の見守りや、徘徊時の搜索活動に活用する制度です。

《対象者》

- ア 身体障がい者手帳を所持する人
- イ 療育手帳を所持する人
- ウ 精神障がい者保健福祉手帳を所持する人
- エ 65歳未満で、介護保険制度の要支援・要介護に該当する人

②認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

行方不明になるおそれのある障がいのある人等が、事故で第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入します。

《対象者》

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者で、同様の保険に加入していない人

③見守り安心マーク

行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて、本人の衣服にアイロンで貼れる名札シールを無償で配布しています（年間10枚まで）。

《対象者》

- ①と同じ

（４）かえるメールとよた

行方不明になった方の情報（顔写真・服装・特徴等）を、御登録いただいている方の携帯やスマートフォン、パソコンにメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

（５）緊急通報システム設置事業

ひとり暮らしの重度身体障がい者（1級又は2級）を対象に、急病や災害等の緊急時にワンタッチで消防署（119番）へ通報できる緊急通報装置を無償で貸与します。なお、利用に当たっては住所・氏名のほかに、かかりつけの医院、協力者（通報があった場合に消防署からの要請で状況確認などに協力する人。原則として2名以上）などの情報を登録していただきます。

< (3) ~ (5) についての問合せ >

豊田市役所 高齢福祉課 電話 34 - 6984 FAX 34 - 6793

(6) 音声で通報できない場合の110番通報

聴覚障がい等により110番通報が困難な場合、文字による通報ができます。

【110番アプリシステム】

アプリで110番通報をすることができます。通報時にチャット形式で通信できるほか、位置情報や画像の送信が可能です。このサービスを利用するには専用のアプリをダウンロードし、事前に登録する必要があります。

iPhone の人は AppStore から、Android の人は GooglePlay で、「110番アプリ」を検索してください。

【FAX110番】

FAXにより緊急事態を通報する方法です。送付用紙に住所、氏名、連絡先、何があったかを記載してFAXを送信してください。

FAX番号 0120-110-369

<問合せ>

愛知県警 地域部 通信指令課 電話 (052) 951-1611 (代表)

(7) 音声で通報できない場合の119番通報

聴覚障がい等により119番通報が困難な場合、文字による通報ができます。

【Net119 (ネット119) 緊急通報システム】

アプリで119番通報をすることができます。通報時にチャット形式で通信できるほか、位置情報や画像の送信が可能です。このサービスを利用するには事前登録が必要です。下の二次元コードを読み取るか「entry_23211@entry07.web119.info」宛に空メールを送信してください。



「Net119事前登録用二次元コード」

【FAX119 (ファクス119)】

ファクスで119番通報をすることができます。救急車や消防車が、必要な場所と今の症状 (状況) を記入し、局番なしの119番にファクスを送信してください。

<問合せ>

豊田市消防本部 指令課 電話 35 - 9724 FAX 35 - 9739

E-mail : shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp

(8) 意思疎通支援者 (手話通訳者・要約筆記者)、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

障がい者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、豊田市意思疎通支援事業実施要綱を改正しました。円滑な意思の伝達を図るため、原則、以下の項目について手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- (1) 豊田市が行う事業
- (2) 公的医療保険制度が適用される医療サービス (保険診療。最寄りの薬局等における薬の受取りを含む。)、健康診断、予防接種
- (3) 福祉サービスの利用に関すること。
- (4) 学校教育法第一条に定める学校、保育所、こども園が行う事業 (行事、手続き、

相談等)

(5) 地域の会合、役員活動に関すること。

(6) そのほか市長が派遣を適当と認める場合。ただし、宗教・政治活動、参加者から金銭の徴収を行う活動、公的機関（豊田市が行うものを除く）が行う事業は対象としない。

ただし、当分の間、経過措置として、以下の項目も派遣対象とします。

(7)経過措置として、市長が派遣を適当と認める事項

ア 公的機関（豊田市が行うものを除く）が行う事業

イ 生活に不可欠であり、特に説明を要する契約

ウ 公的医療保険制度が適用されない医療サービス

エ PTA 活動、こども会に関すること。

オ 就職に関すること。

カ 教養・自己啓発（申請者 1 人当たり 1 年間につき 4 8 回までに限る。）

キ 冠婚葬祭

詳細については豊田市 HP をご確認ください。

派遣費用は無料です。10 日前までに障がい福祉課へ直接窓口、FAX 又はあいち電子申請・届出システム内「豊田市手話通訳者・要約筆記者派遣申請書」で申請してください。

また、視覚障がいと聴覚障がいの重複により 1 級又は 2 級となる盲ろう者のための、盲ろう者向け通訳・介助員派遣もあります。詳しくはあいち聴覚障害者センターへお問い合わせください。

<問合せ>

意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

盲ろう者向け通訳・介助員派遣

あいち聴覚障害者センター

電話（052）228-6660 FAX（052）221-8663

【概要】聴覚障がい者（難聴者・盲ろう者含む。）のコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、各事業を実施し、情報提供を総合的に推進する拠点施設です。詳しくは同センターのホームページを御覧ください。

（9）声の広報、点字広報

市内のボランティア団体が視覚障がいのある方に CD（※）による「声の広報」を作成しています。発行は毎月 1 回で、費用は無料です。また、点字による広報もあり、月 1 回の発行で、費用は無料です。利用を希望される方は、広報課に申請してください。

※デージー方式による再生機が必要です。身体障がい者手帳の視覚障がい 1、2 級の方は購入費の助成を受けることができます。

<問合せ>

声の広報・点字広報

豊田市役所 広報課 南庁舎 4 階

電話 34-6604 FAX 34-1528

デージー方式による再生機購入費の助成

豊田市役所 障がい福祉課 電話 34-6751 FAX 33-2940

(10) 郵便等による不在者投票

豊田市の選挙人名簿に登録されている人で以下の事項に該当する人が、ご自宅等で投票用紙等(投票用紙と投票用封筒)に候補者名等を自書し郵便等を利用して行う制度です。なお、点字による投票はできません。

- ア 身体障がい者手帳の交付を受けていて、障がい程度が次のものに該当する人
- ・両下肢・体幹・移動機能の障がい…1級又は2級
 - ・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい…1級又は3級
 - ・免疫・肝臓機能障がい…1級から3級まで
- ※ 総合等級ではなく、個別の等級によります。
- イ 戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が次のものに該当する人
- ・両下肢・体幹の障がい…特別項症から第2項症まで
 - ・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい…特別項症から第3項症まで
- ※ 総合判定ではなく、個別の等級によります。
- ウ 介護保険の被保険者証の交付を受けていて、次のとおり記載されている人
- ・要介護状態区分…要介護5

申請手続等の詳細については、選挙管理委員会事務局へお問合せください。

<問合せ>

豊田市選挙管理委員会事務局 南庁舎3階
電話 34-6667 FAX 31-8623

(11) 青い鳥はがきの配布

重度の身体障がい者又は知的障がい者の方は郵便局からはがきの配布を受けられます。

対 象 者	身体障がい者手帳1～2級の方・療育手帳A判定の方
受 付 期 間	毎年4月1日～5月31日
申込み方法	身体障がい者手帳又は療育手帳を持参してお近くの郵便局へ
配 布 枚 数	通常郵便はがき等20枚

<問合せ>

お近くの郵便局（簡易局を除く。）
豊田郵便局 郵便部 電話 0570-028-062
FAX 32-0414

10 住まい

(1) 心身障がい者向け県営、市営住宅の入居

入居募集の際、心身障がい者世帯（身体障がい者手帳 1～4 級、療育手帳 A・B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級の障がい者のいる世帯）などを対象とした福祉枠を設けて入居の優遇を行っている住宅が一部あります。

(2) 県営、市営住宅家賃の福祉減額

身体障がい者手帳 1～4 級、療育手帳 A・B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級の障がい者のいる世帯は、世帯の所得に応じて申請により 10% の家賃減額を受けることができます。

(3) 県営、市営住宅の単身入居

身体障がい者手帳 1～4 級、療育手帳 A～C 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級の障がい者で、ひとりで生活することのできる方は、単身でも申込みができる県営、市営住宅があります。

(4) 車椅子利用者向け県営、市営住宅

身体障がい者手帳 1～4 級又は戦傷病者手帳特別項症～第 1 款症で、車椅子を使用している下肢に障がいのある方がいる世帯を対象として車椅子を室内で利用できる間取りの住宅があります。

<県営住宅・市営住宅についての問合せ>

(県営住宅) 愛知県住宅供給公社三河住宅管理事務所豊田加茂支所

電話 34-2001 FAX 34-2043

(市営住宅) 愛知県住宅供給公社豊田市営住宅管理事務所

電話 36-0655 FAX 36-0656

県営住宅・市営住宅の各事務所は、豊田公営住宅センターにあります。

なお、県営住宅・市営住宅の入居には所得制限があります。

1 1 交通

(1) 鉄道・バス・船の運賃割引について

身体障がい者手帳又は療育手帳所持者が電車、バス、船を利用されるときは、当該手帳（マイナポータル連携済の「ミライロ ID」※で代用できる場合あり。）を提示することにより本人や介護者の運賃が割引になります。詳しくは、乗車券の購入窓口等でお問い合わせください。

精神障がい者保健福祉手帳（有効期限内に限る。）をお持ちの方は、顔写真がついている場合に限り、各会社により割引が適用される場合があります。

※ミライロ ID について

- ・株式会社ミライロが運用しているスマートフォンアプリのサービスです。
- ・障がい者手帳の提示によって障がい者割引等を受ける際に、あらかじめ登録しておいたアプリの画面提示によって代用が可能です。

① とよたおいでんバス、地域バスの運賃割引

対象者	対象者	割引種類	割引率
第 1 種障がい者 第 2 種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳 1 ～ 3 級	本人 及び 介護者 1 名	普通乗車券 定期乗車券	5 割

<問合せ>

豊田市役所 交通政策課 西庁舎 3 階 電話 3 4 - 6 6 0 3 F A X 3 3 - 2 4 3 3

② JR の運賃割引

対象区間は JR 線及び、JR 線と私鉄等他鉄道会社のまたがる区間です。

○本人のみ（単独利用）の場合

区分	対象者	割引種類	割引率
第 1 種障がい者 第 2 種障がい者	本人	普通乗車券	100 キロを超える区間に 限り 5 割

○介護者同伴の場合

区分	対象者	割引種類	割引率
第 1 種障がい者	本人 及び 介護者 1 名	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券※ 2	5 割
第 2 種障がい者 ※ 1	—	—	なし

※ 1 本人が 1 2 歳未満の場合に限り、介護者の定期乗車券（大人通勤に限る。）の割引のみ対象

※ 2 特急券(新幹線、在来線)は割引対象外

③名古屋鉄道（名鉄）の運賃割引

○本人のみ（単独利用）の場合

区分	対象者	割引種類	割引率
第1種障がい者 第2種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1～3級	本人	普通乗車券	100キロメートルを超える区間に 限り5割

○介護者同伴の場合

区分	対象者	割引種類	割引率
第1種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級	本人 及び 介護者 1名	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割
第2種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳2,3級	—	—	なし ※1

※1 本人が12歳未満の場合に限り、介護者の定期乗車券（大人通勤に限る。）の割引のみ対象

④名鉄バスの運賃割引

一般路線バスのみ適用され、高速バス、近距離高速バス、空港バス、名古屋・長島線は割引の対象外になります。

区分	対象者	割引種類	割引率
第1種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1,2級	本人 及び 介護者 1名	普通乗車券 回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割
第2種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳3級	本人	普通乗車券 回数乗車券	5割
		定期乗車券 ※1	3割

※1 定期乗車券の割引は12歳以上の方（小学校在学中を除く。）のみ対象

<③～④についての問合せ>

名鉄お客様センター 電話052-582-5151

⑤名古屋市交通局（バス・地下鉄）の運賃割引

区分	対象者	割引種類	割引率
第1種障がい者 第2種障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1～3級	本人 及び 介護者 1名 ※1	普通乗車券	5割程度

※1 車椅子使用者の介護者は3名まで

(2) 航空旅客運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、航空券について割引運賃が適用される場合があります。適用範囲や割引率、購入方法などの詳細は時期、路線及び航空会社によって異なります。詳しくは航空券の購入窓口等でお問い合わせください。

(3) 身体障がい者用自動車改造費の助成

身体障がい者の方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

対 象 者	運転免許をお持ちの身体障がい者
対 象 改 造	道路交通法に規定する「免許の条件」に合致した操行装置等の改造
助 成 額	改造費の実費（10万円を限度とする。）
申 請 時 に 必要なもの	① 運転免許証の写し ② 改造箇所及び費用を明記した見積書 ③ 改造部品等のカタログの写し ④ 個人番号の分かるもの（マイナンバーカード等） ⑤ 窓口に来られる方の本人確認書類
手 続	① 免許に条件を付け、改造着工前に障がい福祉課へ申請 ② 1週間程で支給決定の可否を通知 ③ 支給決定通知を受け取り後、改造着工 ④ 提出期限（決定からおおむね1か月後）までに改造完了届と添付書類を提出 ⑤ 完了届提出から1か月程度で指定口座に助成金を振込み
支 給 方 法	本人口座へ振り込み
そ の 他	所得制限があります（特別児童扶養手当の所得制限と同じ）。

- (4) 有料道路通行料金の割引 ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可**
 身体障がい者手帳又は療育手帳（A 判定のみ）所持者が、通勤、通学、通院などで有料道路を通行する場合、通行料金が通常料金の半額に割引されます。
 対象者や割引対象の自動車等は以下のとおりです。

障がい程度	運転する人
第 1 種障がい者	本人又は介護者
第 2 種障がい者（療育手帳B・C判定除く）	本人

割引対象となる自動車の範囲
自動車検査証等の「自家用・事業用の別」欄に「 <u>自家用</u> 」と記載されている自動車（介護運転によるタクシーを除く。） ※軽トラック、営業に利用している車、法人名義の車両などは対象外 ※タクシーを御利用の場合は、第 1 種障がい者（「道路介護」と印字したシールが貼付された方）のみ対象。また、タクシー事業者に事前の確認が必要
自動車を事前登録する場合の自動車の名義（※個人名義に限る）
本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。ただし、第 1 種障がい者のみ、上記の方が自動車を所有していない場合は、障がい者本人を継続して日常的に介護している方も対象

<事前の申請手続きについて>

- ・障がい者割引制度を利用するには、事前に本割引の申請手続きが必要です。手続きは、
①オンライン申請 又は ②障がい福祉課窓口若しくは支所で受け付けます。
- ・事前登録できる自動車は、障がい者 1 人につき 1 台です。ただし、1 人 1 台要件の緩和により、事前登録した自動車以外（タクシーやレンタカー、知人の自家用車、車検中の代車など）についても、料金所で障がい者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障がい者手帳を提示することで割引対象となります。
- ・本制度には割引有効期限があり、継続して利用される場合は更新申請（有効期限の 2 か月前から可能）が必要です。有効期限は手帳に貼付されたシールに記載されますので、御自身で御確認ください。

①オンライン申請の方法

自動車を事前登録の上、ETC 利用申請（ETC 無線通行（ノンストップ走行））される方の新規・変更・更新の手続きができます。

オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトを御確認ください。なお、オンライン申請には、マイナンバーカードの御用意と「マイナポータル」への登録が必要です。

オンライン申請受付サイト：<https://www.expressway-discount.jp>



②障がい福祉課窓口又は支所での申請手続方法

窓口で登録要件を確認の上、障がい者手帳に障がい者割引登録済みであることを示すシールを貼付します。

申請手続に必要な持ち物は、有料道路の通行方法により次のとおりです。

障がい者手帳の提示による割引の申請をする場合に必要なもの

- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳（両方を所持する場合は両方の手帳）
- ② 運転免許証（第2種障がい者の方のみ）
- ③ 割引登録する自動車の車検証又は自動車検査証記録事項
（自動車を事前登録する方のみ）

※ETC 無線通行（ノンストップ走行）は利用できません。

※自動車を保有しない場合や事前登録した自動車を使用できない場合等は、割引対象となる自動車の範囲を満たす場合に、自動車の事前登録をしない場合でも本割引を受けることができます（※ただし、事前に本割引の申請手続は必要）。

ETC 利用申請（ETC 無線通行（ノンストップ走行））をする場合に必要なもの

- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳（両方を所持する場合は両方の手帳）
- ② 運転免許証（第2種障がい者の方のみ）
- ③ 割引登録する自動車の車検証又は自動車検査証記録事項
- ④ ローン・リース契約の自動車は、契約期間のわかる書面
- ⑤ ETCカード（18歳未満の方を除き、障がい者本人名義のもの）（※）
- ⑥ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

窓口で自動車の登録後、「ETC利用申請証明書」を発行しますので、お渡しする封筒に入れ、切手を貼付の上、ポストに投函してください。後日、有料道路ETC割引登録係から本割引の適用日を書面で通知します。

※18歳未満の方のみ親権者又は法定後見人名義のETCカードも登録可能です。ただし、18歳になる際に障がい者本人名義のカードに切り替える必要があります。

<利用方法について>

- ・本割引制度を利用する前に、手続時にお渡しする御案内を必ず御確認ください。
- ・有料道路を走行する際は、必ず障がい者手帳又はスマートフォンアプリ「ミライロID」をお持ちください。
- ・ETC利用申請をした場合に、本割引の適用日より前にETCレーンを経由すると、本割引が適用されませんので御注意ください。

<問合せ>

・割引制度の利用に関すること

NEXCO 東日本お客様センター（24時間）電話0570-024-024

NEXCO 中日本お客様センター（24時間）電話0120-922-229

NEXCO 西日本お客様センター（24時間）電話0120-924-863

・ETCの利用登録に関すること

有料道路ETC割引登録係 電話045-477-1233（平日9時～17時）

FAX045-474-1110

・窓口での手続に関すること

豊田市役所 障がい福祉課 電話34-6751 FAX33-2940

(5) タクシー運賃割引

障がい者手帳の所持者がタクシーに乗車する場合、手帳を提示すると1割引になります。また、70歳以上の方は「運転経歴証明書」（運転免許証を自ら返納した証明）の提示で乗車料金が1割引になります。ただし、障がい者手帳との併用はできません。

手帳の種類	割引を実施しているタクシー会社
身体障がい者手帳、療育手帳	愛知県タクシー協会と名古屋市タクシー協会に加盟のタクシー会社
精神障がい者保健福祉手帳	愛知県タクシー協会に加盟の <u>一部</u> のタクシー会社

※ただし、タクシー協会に加盟せずに割引を実施している場合もあります。

<問合せ>

愛知県タクシー協会 電話 (052) 881-1315 FAX (052) 872-0968
 名古屋市タクシー協会 電話 (052) 871-0601 FAX (052) 871-8715
 各タクシー会社

(6) タクシー料金助成

公共交通機関又は自家用車等による移動が困難な障がい者を対象に、タクシー料金助成券を交付します。

タクシー料金助成券は、助成券に記載のタクシー会社でのみ使用可能です。

<助成券の種類>

身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	助 成 額
1～2級	A判定	1級	16,000円相当／年
3級	B判定	2級	12,000円相当／年
視覚障がい4～6級 下肢障がい4級 脳原性移動機能障がい4級			4,000円相当／年

※タクシー料金の半額（100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を助成します。

※（5）の障がい者タクシー運賃割引と併用できます。

※ひとり暮らし高齢者等を対象とした料金助成（高齢福祉課）を受けている方は、対象外です。

※タクシー料金助成券は、NPO等による福祉有償運送には使用できません。

※市外の施設に入所された方は対象外です。

(7) 移送サービス

車椅子や電動車椅子を利用しているため公共交通機関等の利用が困難な方の移動手段を確保するサービスです（手帳がなくても利用できます。）。障がい者本人及び介護者の負担を少なくするために、車椅子用リフト付き車両で移送します。

<運行時間>

毎日午前8時から午後8時まで（車両により異なります。）

<利用方法>

あらかじめ障がい福祉課の窓口又はあいち電子申請・届出システム「福祉車両による移送サービス事業利用登録申請書兼同意書」で申請をします。登録後、利用希望日の2週間前から前日までに運行事業者に電話で予約します。ただし、同じ週に2回以上の利用の予約をする場合、2回目以降の利用の予約ができるのは利用希望日の1週間前から前日までとなります。

<利用金額等>

1乗車500円。移送範囲は市内に限ります。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話34-6751 FAX33-2940

(8) 車椅子用車両の貸出し

車椅子を利用している方に車椅子のまま乗車できる自動車を貸出しします（手帳がなくても利用できます。）。

区 分	内 容
使用目的	日常生活の維持向上、社会参加
期間	3日以内
行先	県外も可（ただし、期間内に戻れる範囲に限る）
使用料	無料（ただし、運行に要する通行料、駐車料金等は利用者負担）
燃料費	有料（1km当たり10円）
運転手	利用者で確保（運転者は、車両の運転に必要な免許証を取得後6か月以上経過している方）
申込方法	電話で仮予約後、利用許可申請書を提出（利用希望月の1か月前から予約可能）

<貸出窓口>

豊田市社会福祉協議会 電話34-1131 FAX32-6011

※ 社会福祉協議会旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡各支所、豊寿園でも貸出ししています。

連絡先は、47ページの（4）「車椅子の貸与」を御覧ください。

(9) 駐車禁止等除外指定車標章の交付

駐車禁止等除外指定車標章を車両前面の見やすい箇所に掲示して駐車することで、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されます。駐車禁止等除外指定車標章は、交付を受けた「身体障がい者等本人」が使用中であれば、どの車両でも有効です。次の障がいに該当する方に愛知県公安委員会から交付されます。

障がいの区分			障がい級別
身体障がい者手帳	視覚障がい		1 級～ 3 級、 4 級の 1、（ 4 級の 2）
	聴覚障がい		2 級又は 3 級
	平衡機能障がい		3 級
	肢体不自由	上肢不自由	1 級、 2 級の 1 又は 2 級の 2
		下肢不自由	1 級～ 4 級（下肢不自由 5 級の障がいを 2 以上有している方）
		体幹不自由	1 級～ 3 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級又は 2 級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合は除きます。）
		移動機能	1 級又は 2 級、（ 3 級、 4 級）
	心臓機能障がい、呼吸器機能障がい		1 級又は 3 級、（ 4 級）
	腎臓機能障がい、小腸機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい		1 級又は 3 級
	免疫機能障がい		1 級～ 3 級、（ 4 級）
肝臓機能障がい		1 級～ 3 級	
療育手帳			A 判定
精神障がい者保健福祉手帳			1 級

※1 新規申請で障がいの級別が()内の方は、指定医の意見書又は診断書(愛知県警察所定の様式)が必要となります。また、上記の交付基準以外の方で、歩行困難により社会での日常生活活動が著しく制限されると指定医が認めた場合も、意見書又は診断書があれば交付されます。

※2 2つ以上の障がいがある場合には、それぞれの級別で判断しますので、必ずしも身体障がい者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、聴覚障がい4級、腎臓機能障がい4級であり、総合等級が3級になるような場合については、該当しません(それぞれの障がいの等級は4級のため)。

<申請方法>

次のものを用意し、住所地を管轄する警察署の交通課へ申請。

- ① 手帳及びその写し(※写しには、手帳に記載された「写真・氏名等」、「障がい名とその等級」及び「現住所」を載せてください。)
- ② 障がい者等の代理人の方が申請する場合は、関係が確認できる書面
※ 代理申請ができるのは、原則親族のみです。
- ③ 指定医の意見書又は診断書(必要な方のみ)
- ④ 更新・再交付(住所変更、汚損等)の場合は、既存の駐車禁止等除外指定車標章

<問合せ>

足助、旭、稲武、下山地区にお住まいの方

足助警察署 交通課 電話 62-0110 FAX 62-0099

上記の地区以外にお住まいの方

豊田警察署 交通課 電話 35-0110 FAX 35-0330

1 2 福祉資金

生活福祉資金の貸付

障がい者世帯や低所得世帯又は高齢者世帯への貸付制度で、民生委員による援助を組み合わせ、当該世帯の自立更生を促進することを目的としています。

障がい者世帯の場合、障がい者手帳の交付を受けた方のいる世帯、又は障がい者総合支援法によるサービスを利用している等これと同等と認められる方で、自立自活に必要な資金が自己資金のみでは不十分であり、なおかつ資金の融通を他から受けることが困難な方が対象となります。

居住要件は現に市内に居住していること。連帯保証人は原則 1 名必要となります（連帯保証人がいない場合でも貸付可能な場合があります。）。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施します。

生活福祉資金の貸付条件等 【福祉資金（福祉費）のみ抜粋】 令和 7 年 4 月 1 日現在

福祉資金(福祉費)の種類		貸付限度額等	据置期間	償還期間	利率
日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用	生業を営むために必要な経費	460 万円	6 月以内	20 年以内	年 1.5 % (利率は、連帯保証人がいる場合は 0 になります)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円	技能取得 期間後 6 月以内	8 年以内	
	住宅を増改築、補修、保全及び公営住宅の譲渡を受けるのに必要な経費	250 万円	6 月以内	7 年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	6 月以内	3 年以内	
	葬祭に必要な経費	50 万円	6 月以内	3 年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	6 月以内	3 年以内	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	6 月以内	3 年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	6 月以内	8 年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	6 月以内	8 年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費、介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間が 1 年未満 170 万円 1 年 6 月以内 230 万円	6 月以内	5 年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150 万円	6 月以内	7 年以内	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513 万 6 千円	6 月以内	10 年以内	

<問合せ・申込み>

豊田市社会福祉協議会 電話 3 4 - 1 1 3 2 F A X 3 3 - 2 3 4 6

※他の福祉資金もあります。条件等につきましてはお問い合わせください。

1 3 教育・文化・スポーツ

(1) 特別支援学校

心身の障がいに応じて適切な教育が受けられるように次の学校があります。

学 校 名	障がい種別	設 置 学 部	所 在 地	電 話 ・ F A X
岡崎特別支援学校	肢体不自由	小・中・高	岡崎市美合町字並松 1 - 9 0	電話(0564) 72-5600 FAX(0564) 52-8071
大府特別支援学校	病弱（内部）	小・中・高	大府市森岡町 7 - 4 2 7	電話(0562)48-5311 FAX(0562)44-0662
岡崎盲学校	視覚障がい	幼・小・中・高（専）	岡崎市竜美西 1 - 1 1 - 5	電話(0564)52-1282 FAX(0564)55-9431
岡崎聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高	岡崎市西阿知和町御用田 1 - 2 3	電話(0564)45-2830 FAX(0564)45-6248
三好特別支援学校	知的障がい	小・中・高	みよし市打越町山ノ神 1 - 2	電話(0561)34-4832 FAX(0561)32-4232
瀬戸つばき特別支援学校	〃	小・中・高	瀬戸市南山口町 4 7 4	電話(0561)56-0950 FAX(0561)87-2500
愛知教育大学附属特別支援学校	〃	小・中・高	岡崎市六供町八貫 1 5	電話(0564)21-7300 FAX(0564)22-8723
豊田高等特別支援学校	〃	高	豊田市竹町栄 2 1 - 1	電 話 5 4 - 0 0 1 1 F A X 5 4 - 0 0 1 3
豊田市立豊田特別支援学校	肢体不自由	小・中・高	豊田市大清水町原山 6 6	電 話 4 4 - 1 1 5 1 F A X 4 4 - 1 1 6 0

◎ 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学校へ就学する幼児児童生徒の保護者に対し、それぞれの家庭の経済状況に応じ、次の費用の全額又は半額を公費で支給することによって身体障がい児の保護者に対する経済的援助を行っています。

対象となる費用は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがあります。

<問合せ・相談>

上記の各学校

◎ 通学バス運行

豊田市立豊田特別支援学校、愛知県立岡崎盲学校又は愛知県立岡崎聾学校に通学する方の不便解消のため通学バスを運行しています。

<問合せ・相談>

各学校

(2) 障がい者教養教室・スポーツ教室

障がい者の自主性、生きる力、働く力を養うことを目的に、市障がい者福祉会館等で各種の講座を開設します。詳しくは、「広報とよた」又は団体等を通じてお知らせします。

<開設講座>

教 養 教 室	絵画、書道、手芸、パソコン、華道、点字など
スポーツ教室	水泳、グラウンドゴルフ、アーチェリー、サウンドテーブルテニス、リズム体操、スポーツ吹き矢など

<申込み・問合せ>

豊田市身障協会 電話 3 1 - 2 9 4 1 F A X 3 3 - 0 1 1 4

【団体の概要】地域共生社会の実現を目指し、会員やボランティアの方々と力を合わせて障がい者の社会参加促進活動などの公益目的事業を始め、幅広く事業を展開しています。詳しくは団体のホームページを御覧ください。

(3) 障がい者作品展

障がい者の芸術文化活動の振興を図るため、12月3日から12月9日までの「障がい者週間」に合わせて、障がい者作品展を毎年開催しています。詳しくは、「広報とよた」又は団体等を通じてお知らせします。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 3 4 - 6 7 5 1 F A X 3 3 - 2 9 4 0

(4) スポーツ活動

○ 愛知県障がい者スポーツ大会

毎年愛知県障がい者スポーツ大会（陸上、フライングディスク、水泳、卓球、ボウリング）が開催されますので積極的に参加してください。例年申込みは、1月末頃となっています。案内を送付希望の方は障がい福祉課までお問い合わせください。

○ 全国障がい者スポーツ大会

国民体育大会の開催地で毎年開催されています。例年申込みは、1月末頃となっています。案内を送付希望の方は障がい福祉課までお問い合わせください。

<問合せ>

豊田市役所 障がい福祉課 電話 3 4 - 6 7 5 1 F A X 3 3 - 2 9 4 0

(5) 図書館の障がい者サービス

豊田市中心図書館では、障がい者に対して下記のサービスを行っています。

○ 障がい者用図書の貸出し

障がい者用図書	貸出し対象者
①点字図書	視覚障がい者
②録音図書	視覚障がい者、重度身体障がい者、要介護4以上等
③字幕付映像資料	聴覚障がい者

○ 点字絵本の貸出し

視覚障がい者、療育手帳をお持ちの方に、点字絵本の貸出しを行っています。

○ 郵送貸出

豊田市内にお住まいの身体障がい者手帳1～3級及び療育手帳A判定をお持ちの方には、図書・資料を郵送で貸し出すことができます。

郵送料は無料ですが、障がいの内容によって郵送できる図書・資料が異なります。

○ 対面朗読

視覚障がい者に、音訳ボランティアによる朗読サービスを行います。1回につき2時間程度です(要予約)。

○ 視覚障がい者用機器類の貸出

デイジー方式による図書再生機の購入を検討されている方に1か月間貸し出します(館外への貸出し可)。拡大読書器、音声読み上げ機を館内で利用できます。

上記のサービスを受けるには、障がいの内容が分かる手帳等を持参の上、下記の窓口で登録してください(既に図書館利用カードをお持ちの方は、ミライロIDの提示によっても登録が可能です。)

手帳をお持ちでない方でも、何らかの障がいで活字による読書が難しい方は、個別に御相談ください。

◇ 電子図書館の利用

文字の大きさや色の変更、音声読み上げ機能がある電子書籍をインターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレットを通じて借りることができます。

※利用の際は、有効期限内の図書館利用カードが必要です。



豊田市電子図書館

<申込み・問合せ>

豊田市中心図書館 障がい者サービスコーナー

電話 32-0349 FAX 34-6760



障がい者
サービスコーナー

1 4 負担の軽減

税金の非課税・控除・減免、利用料の減額などが受けられる場合があります。
制度が変わることもありますので、詳しくは、それぞれの窓口にお問い合わせください。

(1) 所得税・相続税・贈与税

項 目	内 容	
所 得 税	障がい者控除 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者の場合、確定申告や給与所得者の年末調整等で控除の申告を行うことにより、所得から障がい者控除が差し引かれます。	
	<特別障がい者> 身体障がい者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 精神障がい者保健福祉手帳 1 級 等	<障がい者> 身体障がい者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 判定 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級 等
	※ 同一生計配偶者や扶養親族が同居の特別障がい者の場合、控除額に加算があります。	
	住宅のバリアフリー改修工事に係る税額控除 一定の要件に当てはまる個人が所有し、居住の用に供する家屋について、一定のバリアフリー改修工事などの増改築等を行った場合、所得税が特別に控除される場合があります。	
相 続 税	相続等により財産を取得した法定相続人が障がい者の場合、障がいの程度及び年齢等に応じて障がい者控除が相続税額から差し引かれます。	
贈 与 税	特定障がい者が特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合、障がいの程度等に応じて一定の金額まで贈与税が課税されません。	

<問合せ>

豊田税務署 電話 3 5 - 7 7 7 7

(2) 市・県民税

① 障がい者控除

所得税の確定申告や給与所得者の年末調整、市県民税申告等で控除の申告を行うことにより、障がい者控除が受けられます。

② 非課税・減免

1 月 1 日現在に障がい者であって、前年中の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の方は、市・県民税の均等割・所得割どちらも課税されません。また、合計所得金額が 1 4 5 万円以下の方は、納期限までに減免申請することにより、市・県民税の減免（5 0 %減免）を受けられます。

<問合せ>

豊田市役所 市民税課 南庁舎 2 階 電話 3 4 - 6 6 1 7
F A X 3 1 - 4 4 8 8

(3) 固定資産税

① 減免制度

貧困により生活が困難な方で、4つの要件（①障がい者手当等の受給②居住用資産の面積が家屋120㎡・宅地200㎡を超えない③世帯員全員の市民税が非課税④居住用以外の固定資産を所有していない）の全てを満たしている場合、固定資産税の減免が受けられる場合があります。

② 住宅バリアフリー改修に伴う減額制度

新築されてから10年以上経過している住宅（改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下、併用住宅の場合は居宅部分の延床面積の割合が1/2以上）のうち、令和8年3月31日までの間に、障がい者が下記のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担金が50万円を超えるもの）を行うと、申告により、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税の減額（100㎡相当分までの家屋課税額が1/3減額）を受けられる場合があります。

ただし、新築又は耐震改修による軽減を受けている期間はそれらと重複して適用されません。

対象となるバリアフリー改修工事

① 廊下の拡幅	② 階段の勾配緩和	③ 浴室の改良	④ トイレの改良
⑤ 手すりの取付け	⑥ 屋内の床の段差解消	⑦ 引き戸への取替え	⑧ 床表面の滑り止め化

<問合せ>

豊田市役所 資産税課 南庁舎3階 FAX 31-8969

①減免制度：電話34-6618 ②バリアフリー制度：34-6983

(4) 個人事業税

重度の視覚障がい者が営むマッサージ、はり等の医業に類する事業は課税の対象になりません。

<問合せ>

愛知県豊田加茂県税事務所 電話32-7482 FAX 35-0921

(5) 自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）、並びに、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）

障がい者が所有する自動車（軽自動車を含む。）について、自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）、並びに、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免制度があります。減免の適用を受けることができるかどうかは、下の【表1】と次ページ以降のフローチャートを確認してください。ご不明な点があれば、各問合せ先へご連絡ください。

【表1】 障がい程度 ※1

障がいの区分		障がい者本人が 運転する場合	障がい者と生計を一にする人 又は 常時介護する人が 運転する場合
視覚障がい		1 級～ 4 級	1 級～ 4 級
聴覚障がい		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能障がい		3 級	3 級
音声機能障がい		3 級（喉頭摘出の場合に限る。）	
上肢不自由		1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級～ 6 級 ※ 2	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級及び 5 級	1 級～ 3 級
脳原性運動 機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級～ 6 級 ※ 2	1 級～ 3 級
心臓・腎臓・呼吸器・小 腸・ぼうこう又は直腸機 能障がい		1 級、3 級及び 4 級	1 級及び 3 級
免疫機能障がい 肝臓機能障がい		1 級～ 4 級	1 級～ 3 級
療育手帳		A	A
精神障がい者保健福祉手帳		1 級	1 級

- ※ 1 2 つ以上の障がいがある場合には、それぞれの等級で判断しますので、必ずしも身体障がい者手帳の等級と同一ではありません。例えば、下肢不自由の障がい 4 級に該当する障がい 2 つあり、総合等級が 3 級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません（それぞれの障がいの等級は 4 級であるため。）。
- ※ 2 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がいの級別が 7 級に該当する方で、他の障がいを併せ持つことにより身体障がい者手帳 6 級以上をお持ちの方については、これらの等級を 6 級とみなします（※ 1 の内容にかかわらず、7 級の障がい 2 つあり、総合等級が 6 級となっている方は、障がい者本人が運転する場合は減免に該当します。）。

◎普通自動車又は軽自動車を取得される方
(自動車税(環境性能割)及び軽自動車(環境性能割))

➡はい ➡いいえ

自動車の所有者(売主が自動車の所有権を留保しているときは使用者)の方は障がい者本人ですか？

自動車の所有者(売主が自動車の所有権を留保しているときは使用者)の方は障がい者本人と生計を一にする人ですか？

※「生計を一にする」とは、日常生活の生計を共通にしていることをいいます。

お持ちの手帳は療育手帳(A判定)もしくは精神障がい者保健福祉手帳(1級)ですか？または、身体障がい者手帳をお持ちで、手帳をお持ちの方が18歳未満ですか？

自動車を運転するのは障がい者本人ですか？

自動車を運転するのは障がい者本人と生計を一にする人又は障がい者本人を常時介護する人ですか？

※「常時介護する人」とは、障がい者のみで構成される世帯にある障がい者の自動車を専ら障がい者のために、1年以上継続して週3日程度以上運転する方が該当します。

自動車を運転するのは障がい者本人と生計を一にする人ですか？

自動車の使用目的は、専ら障がい者本人の通園、通学、通院、通所又は生業のために使用するものですか？

※障がい者の方が入院・入所中の場合は原則として減免の対象にはなりません。

自動車の使用目的は、専ら障がい者本人が使用するものですか？

障がい者1人につき、減免を受けることができるのは自動車1台のみです。他の自動車で減免を受けていますか？
※これまで自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)又は自動車取得税の減免を受けていた車両を入れ替える場合は、あらかじめ、名古屋東部県税事務所自動車審査課にご相談ください。

自動車検査証(車検証)に自家用と記載されますか？

障がいの等級は「表1」に当てはまりますか？

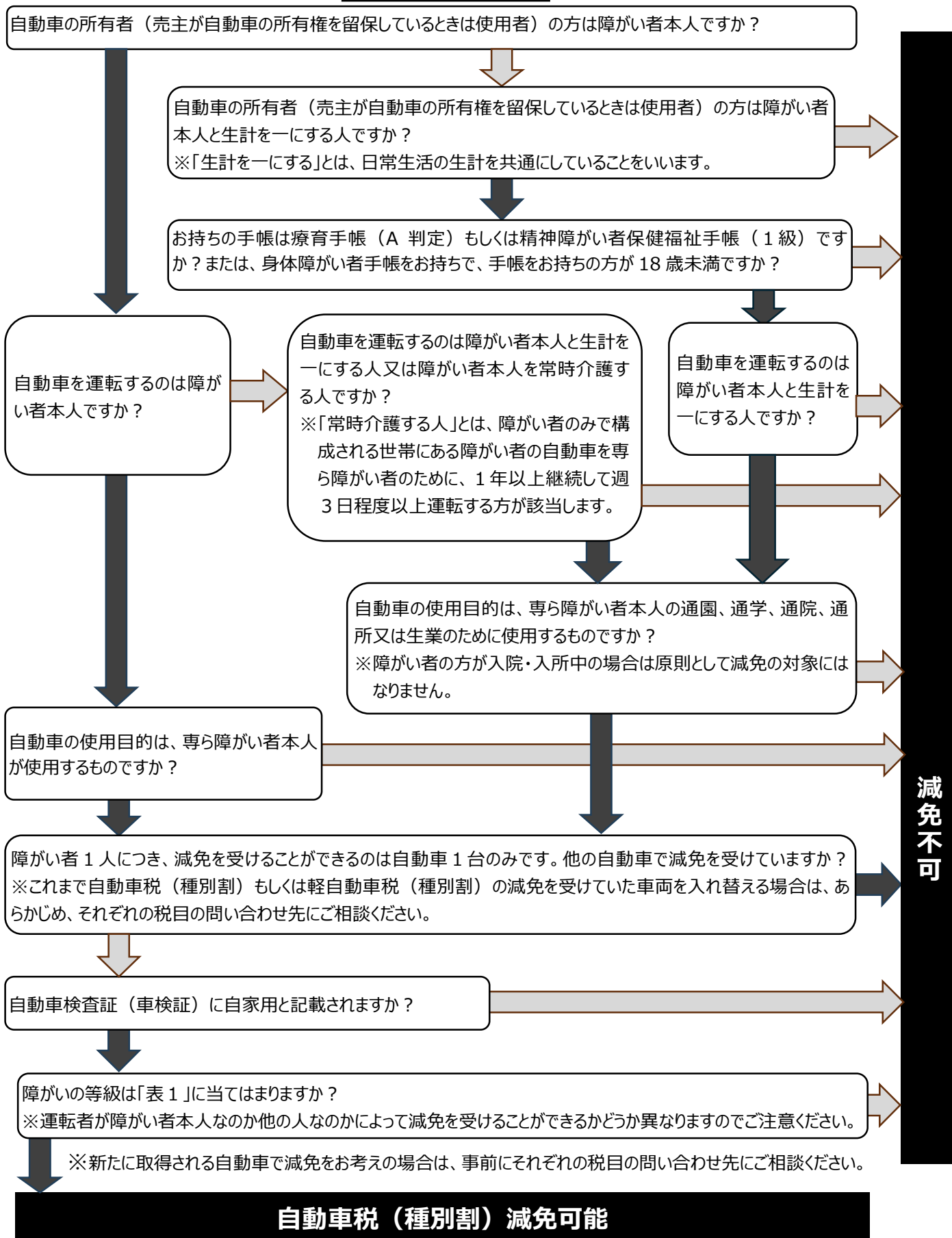
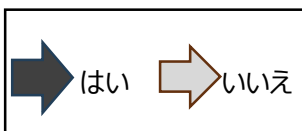
※運転者が障がい者本人なのか他の人なのかによって減免を受けることができるかどうか異なりますのでご注意ください。

※新たに取得される自動車で減免をお考えの場合は、事前に名古屋東部県税事務所自動車審査課にご相談ください。

自動車税(環境性能割)又は軽自動車税(環境性能割)減免可能

減免不可

◎ 普通自動車を所有している方
(自動車税 (種別割))



◎軽自動車を所有している方
(軽自動車税(種別割))



はい



いいえ

障がい者 1 人につき、減免を受けることができるのは自動車 1 台のみです。他の自動車で減免を受けていますか？
※これまで自動車税(種別割)もしくは軽自動車税(種別割)の減免を受けていた車両を入れ替える場合は、あらかじめ、それぞれの税目の問い合わせ先にご相談ください。

障がいの等級は「表 1」に当てはまりますか？
※運転者が障がい者本人なのか他の人なのかによって減免を受けることができるかどうか異なりますのでご注意ください。

自動車を運転するのは
障がい者本人ですか？

自動車を運転するのは障がい者本人と生計を一にする人又は障がい者本人を
常時介護する人ですか？

※「生計を一にする」とは、日常生活の生計を共通にしていることをいいます。
※「常時介護する人」とは、障がい者のみで構成される世帯にある障がい者の自
動車を専ら障がい者のために、1 年以上継続して週 3 日程度以上運転する
方が該当します。

自動車の使用目的は、専ら障がい
者本人が使用するものですか？

自動車の使用目的は、専ら障がい者本人の通園、通学、通院、通所又は
生業のために使用するものですか？

納税義務者は障がい者本人ですか？

納税義務者は生計を一にする人ですか？

お持ちの手帳は療育手帳(A 判定)もしくは精神障がい者保健福祉
手帳(1 級)ですか？または、身体障がい者手帳をお持ちで、手帳を
お持ちの方が 18 歳未満ですか？

※新たに取得される自動車で減免をお考えの場合は、
事前に豊田市役所市民税課にご相談ください。

軽自動車税(種別割) 減免可能

減免不可

<提出書類及び提示書類>

		提出するもの			提示するもの				
		（個人番号が省略してあるもの） 3） 障がい者・自動車の所有者及び運転者の住民票（※1、2）	生計同一証明書（※1）	常時介護証明書（※1）	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	自動車検査証（※2）	運転者の運転免許証
減免申請書のほかに、この表に示した書類を提出、提示する必要があります。 ◎：必ず提示、提出又は、持参する必要があるもの ○：いずれか一つ以上の提示が必要であるもの（複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けている全ての手帳を提示してください。）									
障がい者本人が運転する場合					○	○	○	◎	◎
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障がい者が同一世帯にある場合	◎（世帯全員で続柄が載ったもの）			○	○	○	◎	◎
	運転者と障がい者が別世帯の場合		◎		○	○	○	◎	◎
常時介護する者が運転する場合				◎	○	○	○	◎	◎

※1 住民票、生計同一(常時介護)証明書は、減免申請前3か月以内に発行されたものに限りま。

生計同一(常時介護)証明書は障がい福祉課で交付しますので、次のものを御用意いただき、窓口にお越しください。

- ① 自動車検査証
- ② 運転者の運転免許証

※2 自動車税(種別割)は既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は購入(登録)後に自動車検査証(電子車検証の場合は原本又は自動車検査証記録事項)の提示が必要です。

軽自動車税(種別割)は、減免申請時に自動車検査証の提示が必要です。

※3 自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)、並びに、自動車税(種別割)のみ必要です。

<問合せ>

自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)

愛知県名古屋東部県税事務所 自動車審査課

電話(052)953-7865 FAX(052)953-7722

自動車税(種別割)

愛知県豊田加茂県税事務所 電話32-7483 FAX35-0921

軽自動車税(種別割)

豊田市役所 市民税課 南庁舎2階 電話34-6877 FAX31-4488

生計同一(常時介護)証明書に関する問合せ

豊田市役所 障がい福祉課 電話34-6751 FAX33-2940

(6) 国民健康保険税

国民健康保険に加入している人が障がい者であり、現在、国民健康保険税を納付することが困難な場合は、納期限までに減免申請をすることにより、状況審査の上、国民健康保険税の減免（減額）を受けられる場合があります。

<問合せ>

豊田市役所 国保年金課 電話 34-6637 FAX 34-6007

(7) 介護保険

① 障がい者控除

65歳以上の人のうち、12月31日時点で要介護認定期間が継続している人で、一定の要件に該当する場合、確定申告で所得控除を受けることができます。

② 保険料の減免

収入や預貯金が少ないため介護保険料の納付が困難で一定の要件に該当する場合、障がい者である被保険者がいる世帯において介護保険料の減免が受けられる場合があります。なお、介護保険料の減免は、申請日以後に納期限がある保険料が対象となります。減免申請は年度ごとに申請が必要です。

<問合せ>

豊田市役所 介護保険課 電話 34-6634 FAX 34-6034
(障がい者控除に関する問合せは 同課 認定事務係 電話 34-6911 (直通))

(8) 非課税貯蓄制度、福祉定期預貯金

① 非課税貯蓄制度（マル優制度）

障がい者などを対象に、金融機関の預貯金及び公債の利子が非課税になる制度があります。

対 象 者	窓口に表示する書類
身体障がい者手帳所持者	身体障がい者手帳
療育手帳所持者	療育手帳
精神障がい者保健福祉手帳所持者	精神障がい者保健福祉手帳
国民年金法に基づく ・ 障がい基礎年金受給者 ・ 障がい年金受給者	国民年金証書及び住民票
厚生年金法に基づく ・ 障がい厚生年金受給者 ・ 障がい年金受給者	厚生年金証書及び住民票

② 福祉定期預貯金

障がい基礎年金などの受給者を対象に、預貯金利率が通常より高くなる福祉定期預貯金（金融機関によっては取り扱っていないことや商品名が異なる場合があります。）の制度があります。

対 象 者	窓口に表示する書類
国民年金法に基づく障がい基礎年金受給者	国民年金証書
特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当 各受給者	障がい福祉課で作成した受給者証書

<問合せ>

金融機関の窓口

- (9) NHK放送受信料の免除** ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可
障がい者の世帯が契約したNHK放送受信料が免除される制度です。障がいの程度、市民税の課税状況及び受信契約者により、免除内容は次のとおりです。

免除の対象となる方	免除内容
身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除
視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除
身体障がい者手帳1～2級、療育手帳A判定又は精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方が、世帯主で受信契約者の場合	

<手続>

障がい福祉課窓口にて障がい者手帳及び印鑑（認印）を御持参ください。障がい福祉課で免除事由の証明書を発行します。その証明書をNHKに提出してください。

※転入された方については、世帯構成員全員の市町村民税課税証明書の取得が必要な場合があります。

<問合せ・提出先>

NHK名古屋放送局視聴者リレーションセンター

〒461-8737 名古屋市東区東桜1-13-3 電話052-952-7268

NHKふれあいセンター

電話0570-077-077 FAX045-522-3044

- (10) ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金の減免** ※支所（藤岡、足助、小原、下山、旭、稲武）で対応可
以下の対象者のいずれかに該当する場合は、次の減免制度があります。

<対象者>

- ① 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主で契約者の場合
- ② 肢体不自由（1～2級）の身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主で契約者の場合

<減免対象>

加入契約料金、引込み工事費、基本料金（ケーブルテレビ放送サービス）

※インターネット接続サービス（アイタイネット）、ケーブルプラス電話などは対象外です。

※一部減免の対象とならないプランがあります。

詳細は、ひまわりネットワーク窓口までお問い合わせください。

<手続に必要なもの>

- ① 減免申請書（障がい福祉課にあります。）
- ② 身体障がい者手帳

障がい福祉課で減免申請書に免除事由の証明をもらい、直接ひまわりネットワークで手続を行ってください。

<申請・問合せ>

ひまわりネットワーク株式会社

〒471-0061 豊田市若草町3-32-8

電話0120-210-114 FAX35-3522

(11) 携帯電話基本料及び通話料の減額

身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳所持者が携帯電話を利用する場合、基本使用料及び通話料などが減額されることがあります。

なお、詳細についてはそれぞれの携帯電話会社にお問い合わせください。

(12) ふれあい案内（N T T 番号案内料の免除）

N T T の番号案内（1 0 4）の料金が免除される制度です。対象は次のとおりです。

① 身体障がい者手帳所持者で、次の障がいをお持ちの方

- ・視覚障がい 1 ～ 6 級
- ・肢体不自由（上肢、体幹、運動機能障がい） 1 ～ 2 級
- ・聴覚障がい 2 ～ 6 級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3 級、4 級

② 療育手帳所持者

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

※ふれあい案内の利用については、N T T 西日本及びN T T の 1 0 4 をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話を含む。）から、1 0 4 をダイヤルした場合が対象となります。

<問合せ>

N T T 西日本 ふれあい案内担当

電 話 0 1 2 0 - 1 0 4 - 1 7 4 （フリーダイヤル）

F A X 0 1 2 0 - 1 0 4 - 1 3 4 （フリーダイヤル）

（受付時間：9 時～1 7 時、土日祝・年末年始を除く）

※お客様のお名前、F A X 番号を用紙に記載し、F A X 送信してください。

(13) 点字郵便物等郵便料金の免除及び減額

点字郵便物等の郵便料金を免除又は通常料金より安い金額設定で送ることができる制度です。対象となる郵便物は次のとおりです。

項 目	内 容
点字郵便物	点字のみを掲げたものを内容とするもの
特定録音物等郵便物	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とするもので、点字図書館等の指定された施設から差し出し、又は宛てて差し出されるもの
点字ゆうパック	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック
聴覚障がい者用ゆうパック	指定された聴覚障がい者福祉施設等と聴覚障がい者との間におけるビデオテープ・その他録画物の貸出し又は返却のために発受するゆうパック
心身障がい者用ゆうメール	指定された図書館等と身体に重度の障がいのある方等との間で、図書の閲覧をするために発受するゆうメール

料金や御利用方法については、次の問合せ先にお問い合わせください。

<問合せ>

豊田郵便局 郵便部 電話 0 5 7 0 - 0 2 8 - 0 6 2

F A X 3 2 - 0 4 1 4

(14) 公共施設の割引等

次の施設で障がい者手帳を提示することで施設使用料金等の割引が受けられます。
また、障がい者手帳アプリ「ミライロID」※の提示によっても割引が受けられます。

施 設 名	問 合 せ	対 象	割引内容
豊田市美術館	電 話：34-6610 FAX：36-5103	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び介添者1名	無料
豊田市小原和紙 のふるさと 小原和紙美術館	電 話：65-2151 FAX：66-1001		
豊田市民芸館	電 話：45-4039 FAX：46-2588		
豊田市博物館	電 話：85-0900 FAX：85-0902		
障がい者福祉 会館	電 話：34-2940 FAX：35-2833	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及びその家族	
サン・アビリティーズ豊田	電 話：33-5631 FAX：33-0114		
城跡公園足助城	電 話：62-0770 FAX：62-1808	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者	半額
三州足助屋敷	電 話：62-1188 FAX：62-1782		
小原福祉センタ ー（浴室利用）	電 話：65-3350 FAX：65-3705		
豊田スタジアム スポーツプラザ 屋内プール	電 話：87-5222 FAX：87-5201	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び介添者2名	
豊田市介護予防 拠点施設老人憩 の家 あさひ荘	電 話：68-3479	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者	利用内容等 により一部 割引
高齢者温泉休養 施設寿楽荘	電 話：65-3611 FAX：65-2837		

※ミライロIDについて

- ・株式会社ミライロが運用しているスマートフォンアプリのサービスです。
- ・障がい者手帳の提示によって障がい者割引等を受ける際に、あらかじめ登録しておいたアプリの画面提示によって代用が可能です。

15 豊田市こども発達センター

豊田市こども発達センターは、心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見と発達支援を目指し、開設された心身障がい児総合通園センターです。子どもの発達が心配で悩んだりしている親や家族と共に考え、不安を解消していきます。また、障がいのある子どもたちが地域の中で成長できるよう、総合的な発達支援や家族への支援、地域のこども園、幼稚園、小・中学校など関係機関に対して専門的支援を行っています。

豊田市西山町2-19 電話32-8980 FAX32-8987

施設名	内 容	対象者	電話・FAX
のぞみ診療所	発達に心配のある子どもたちの医療的な支援を行います。 児童精神科、小児神経科、小児整形外科、耳鼻咽喉科、小児歯科、泌尿器科	0歳～18歳未満の児童	電話 32-8985 FAX 32-8923
相談室	発達が心配な子どもとその保護者等に対して、さまざまな相談支援を行っています。また、のぞみ診療所の初診予約の受付も行っています。	0歳～18歳未満の児童	電話 32-8981 FAX 32-8902
外来療育グループ あおぞら	言葉の発達がゆっくり、かんしゃくが強い等子育てで悩んだりしている親子が週1～2回利用し、子どもの発達支援と育児支援を行っています。	1歳～3歳児	電話 あおぞら 32-8984 おひさま 63-5523
おひさま (豊田市和会町長田8-1)			
児童発達支援センター ひまわり (知的障がい、発達障がい)	知的発達がゆっくりな子どもが、通園バスを利用して単独通園する施設です。遊びを通して身辺自立や心身の発達を促します。	3歳～就学前までの幼児	電話 32-7382 FAX 32-7383
児童発達支援センター たんぽぽ (重症心身障がい、肢体不自由)	身体や運動発達に支援が必要な子どもが、保護者と一緒に療育活動を行う通園施設です。	0歳～就学前の乳幼児	電話 32-8982 FAX 32-8902
児童発達支援センター なのはな (難聴、発達障がい)	難聴児への療育を行う「なのはなグループ」と、言葉と対人関係の発達がゆっくりな子どもへの療育を行う「ちょうちょ・とんぼグループ」の2グループのクラスがあり、保護者と一緒に通います。	〈なのはなグループ〉 0歳から就学前 〈ちょうちょ・とんぼグループ〉 2歳児・3歳児	電話 なのはな 32-8983 ちょうちょ・とんぼ 32-8986 FAX 32-8902

※利用するお子さんの年齢や世帯の収入等により自己負担が必要な施設があります。

16 統計

令和7年4月1日現在

(1) 身体障がい者手帳交付者数

() 内は18歳未満の再掲

種 類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	2 5 7 (4)	2 9 7 (0)	6 4 (1)	6 0 (3)	1 2 0 (2)	3 0 (0)	8 2 8 (10)
聴 覚 平 衡 機能障がい	7 3 (1)	3 5 5 (14)	1 7 0 (14)	1 7 3 (1)	2 (0)	3 2 2 (6)	1, 0 9 5 (36)
音 声 言 語 機能障がい	3 (0)	8 (0)	7 3 (1)	4 3 (0)			1 2 7 (1)
肢体不自由	1, 0 9 6 (67)	1, 2 1 7 (49)	1, 4 8 5 (43)	1, 2 5 7 (8)	5 9 9 (11)	2 5 9 (2)	5, 9 1 3 (180)
内部障がい	2, 4 0 2 (27)	7 7 (1)	9 1 6 (12)	1, 1 4 0 (4)			4, 5 3 5 (44)
合 計	3, 8 3 1 (99)	1, 9 5 4 (64)	2, 7 0 8 (71)	2, 6 7 3 (16)	7 2 1 (13)	6 1 1 (8)	12, 4 9 8 (271)

(2) 療育手帳交付者数

() 内は18歳未満の再掲

A (IQ35以下)	1, 4 9 7 (397)
B (IQ36～50)	9 9 6 (263)
C (IQ51～75)	1, 4 4 1 (629)
合 計	3, 9 3 4 (1, 289)

(3) 精神障がい者保健福祉手帳交付者数

1 級	5 5 8
2 級	3, 0 0 7
3 級	1, 2 3 0
合 計	4, 7 9 5

	ハートプラスマーク 「身体内部に障がいのある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）の障がいのある方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えて欲しい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮する必要があります。 ※このマークは、内部障がいの方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。 問合せ：特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	白杖 S O S シグナルマーク 視覚障がい(全盲や弱視)の方が、周囲にサポートを求めていることを表すシンボルです。 白杖とは、視覚障がい(全盲や弱視)の方が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障がい物から安全を確保する際に使用する白い杖です。 この白杖を使用し、困ったことがあった際に、頭上 50cm 程度に掲げると周囲の方にサポートを求める合図になります。サポートを求める視覚障がいの方を見かけたら進んで声掛けをお願いします。 問合せ：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 電話(03)3200-0011（代表）
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 問合せ：豊田市 福祉部 障がい福祉課 電話(0565)34-6751 FAX(0565)33-2940

令和7年7月発行

発行／豊田市 福祉部 障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話（0565）34-6751（直通）

FAX（0565）33-2940

E-mail: shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

	障がい者のための国際シンボルマーク 国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。 問合せ：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話(03)5273-0601 FAX(03)5273-1523
	聴覚障がい者シンボルマーク（耳マーク） 聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます 問合せ：特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会
	身体障がい者標識（四葉マーク） 肢体（手足等）が不自由であることを理由に免許に条件を付されている障がい者ドライバーが普通自動車（軽自動車を含む）を運転する場合、車の前後に障がい者マークを表示する努力義務を定めたもので、運転中の安全を確保するためのマークです。他のドライバーが障がい者マークを表示している普通自動車に対して「幅寄せ」、「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。なお、お求めの際はホームセンター等にお問合せください。 問合せ：各警察署交通課（配布はしていません。）
	聴覚障がい者標識 聴覚に障がいのある方が運転する車に表示する標識（マーク）で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は義務付けられています。なお、お求めの際はホームセンター等にお問合せください。 問合せ：各警察署交通課（配布はしていません。）
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 問合せ：公益社団法人日本オストミー協会 電話(03)5670-7681 FAX(03)5670-7682
	ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬を同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、御理解・御協力をお願いいたします。 問合せ：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 電話(03)5253-1111（代表）